

# 社会的責任論の現状とステークホルダー概念の 淵源について

こうとう いすけ  
厚東 偉介

## 目 次

- I はじめに
- II 社会的責任論の現状
  - 1 ISO26000 (SR) の概要
    - (1) ISO26000 開発の経緯
    - (2) ISO26000 社会的責任の概要
      - ①持続可能な発展 ②社会的責任の統合 ③ ISO と中小・零細組織
  - 2 ISO26000 社会的責任 (SR) の具体的内容
    - (1) ISO の社会的責任の中核的テーマ
    - (2) 社会的責任と組織の影響力の範囲・ステークホルダー・エンゲージメント
  - 3 社会的責任の原則
    - (1) 説明責任 (2) 透明性 (3) 倫理的な行動
    - (4) ステークホルダーの利害の尊重 (5) 法の支配の尊重
    - (6) 国際行動規範の尊重 (7) 人権の尊重
  - 4 組織全体への社会的責任の統合……組織統治……
  - 5 社会的責任に関する信頼性の向上
- III 「企業の社会的責任」の歴史的経過と 21 世紀……パラダイム・シフト……
  - 1 地域社会への社会貢献・寄附活動
  - 2 「社会的制度としての企業観」と「企業の社会的責任」
  - 3 「社会的責任」の定着化へ……「企業と社会」、「訴訟の当事者適格」とステークホルダー
  - 4 「社会的責任」と司法過程・訴訟
  - 5 21 世紀におけるパラダイム・シフト—エンロン・雪印ショックと SRI 投資・企業観の大転換—
    - (1) 企業責任—経済責任から社会価値への大転換
    - (2) 21 世紀のアメリカにおける企業観のパラダイム・シフト

(3) 21世紀の日本におけるパラダイム・シフト

(4) 企業の社会的責任の定着化と社会的責任投資

IV 「ステークホルダー」概念の淵源と経営学

1 「ステークホルダー」概念の淵源と経営学

2 「インタレスト・グループ」概念の淵源と経営学

V むすび

## I はじめに

「企業の社会的責任」の議論は、1920年代のアメリカから始まり、そろそろ1世紀にわたるところまでになった。この議論は、現代では「企業」だけに限定されず、自治体、病院、学校などの非営利組織（NPO）にも、等しく当てはまる広く組織の経営原則として受け容れられるようになっている。そのため、伝統的に「企業の社会的責任・Corporate Social Responsibility/CSR」という名称で議論されていたテーマ・課題は、現代では「企業」に限定されることがなくなったため、「企業」を取り、組織活動全体に求められる「社会的責任」というタイトル・表題で一般的に議論されることになっている。

こうした社会の動きを典型的に代表する「社会的責任論」として、ここでは、10か年の議論を経て、2010年9月に最終承認されたISO（国際標準化機構）の社会的責任論を概観する。

「企業の社会的責任」の議論の中で、長年にわたり使われてきた「インタレスト・グループ Interest Group・利害関係者」という用語に代わり、現在では、「社会的責任論」をはじめ、経営学や経済学などでも「ステークホルダー・Stakeholder」という用語が「利害関係者」あるいは「利害者集団」という意味において広く用いられている。これまで用いられていた「インタレスト・グループ」という用語に由来する「利害関係者」と、その基本的概念の淵源・源泉が異なることにより、「利害関係者」の行動が、どのように異なってきており、それがもつ企業や組織に対する意義を、明らかにしたい。

## II 社会的責任論の現状

### 1 ISO（国際標準化機構）26000の社会的責任（SR）の概要

ISOとは、International Organization for Standardization 国際標準化機構である。1947年から規格を開発してきた世界最大の民間標準化機関である。各国の標準化機関（ISO会員団体）による世界的な連合機構である。

日本では、企業の品質管理マネジメント ISO9000 や ISO 環境マネジメント規格の 14000 で有名である。「環境マネジメント」規格をさらに拡充して、「持続可能な発展に関する組織のための標準」を作成することになった。地球環境・技術的な側面だけでなく、社会的・法的側面にまで、その範囲を拡大した規格・標準を狙っているのが、ISO/SR26000 である。ただし、「認証」などの作業はなく、組織の行動のためのガイド・手引きとして作成されたのであった。

ISO/SR26000 は、これまでの社会的責任の議論が反映され、①社会的責任は、「企業」だけでなく、企業以外の社会的諸組織の活動、全てに求められるものであり、②社会的責任は、通常の組織活動がその成果を上げてはじめて実現されるような別種な業務ではなく、それぞれの組織活動の通常の業務のうちに、社会的責任として統合され、実現されるべきだという考えかたが支持され、③これまでの ISO14000 に代表されるような地球環境・技術的側面からの「持続可能性」だけでなく、一般的に当然の行為である「法の支配の尊重」の規定だけでなく「加担」、「デューディリジェンス」などの「法的概念」までが大幅に取り入れられており、社会的・法的側面のうち、人権の尊重までもふくめた総合的な「持続可能な発展」の目標がいつそう強化されたという点を、その特徴として上げることができよう。ISO26000 の基本的な基礎には、経済学の「企業モデル」のように「企業は市場・経済活動に限定される」ことなく、ヨーロッパにおいて広く考えられているように、企業や組織活動は、社会の中に包摂される範囲で、その存在が認められるという考え方が存在しているのである。

#### (1) ISO26000 開発の経緯

21 世紀に入ってから、「企業活動」に対する監視の目は、アメリカにおける「エンロン」「アーサー・アンダーセン」などの事件とともに、その厳しさは増してきた。こうした背景の中で、ISO26000（社会的責任）のガイド・手引き /Guidance On Social Responsibility が準備され、10 年かけて、完成した。その経緯に関しては、2010 年に発効した『ISO26000 の日本語訳』（日本語訳『ISO26000:2010 社会的責任に関する手引 ISO/SR 国内委員会監修 日本規格協会刊、2011 年 1 月』）の巻末、pp.259-274 に経緯が述べられ、pp.275-277 に、詳細な年表が附されている。

2001 年 4 月に ISO 理事会で CSR 規格作成の検討が要請され、スタートして、そのための会議が毎年継続して開催された。2003 年 2 月には名称を「CSR」から「SR」に変更して推進された。2004 年 ISO/SR 国際会議（スウェーデン）で各ステークホルダー【消費者・政府・産業界・労働・NGO】が、ISO での SR の規格化を支持した。2010 年 9 月には最終投票がなされ、投票結果は、72 개국投票、賛成 66 개국、反対 5 개국（キューバ・インド・ルクセンブルグ・トルコ・アメリカ）棄権 11 개국（オーストラリア・オーストリア・ドイツなど）

で最終的に決定・発効することになった。中国は、はじめは「反対」であったが、2010年9月の最終投票では、賛成票を投じている。<sup>(1)</sup>

## (2) ISO26000 社会的責任の概要…表1参照および図1の概要参照<sup>(2)</sup>

序文で、「世界中の組織およびそのステークホルダーは、社会的に責任ある行動の必要性、および社会的に責任ある行動による利益をますます強く認識するようになってきている。社会的責任の目的は、持続可能な発展に貢献することである。」と述べ、そして続けて「組織が活動する社会、および組織が環境に与える影響と関係する組織のパフォーマンスは、その組織の全体的なパフォーマンスおよび効果的に活動を続ける能力を測定する上で不可欠な部分となっている。これは、一つには健全な生態系、社会的平等および組織統治の確保の必要性に対する認識の高まりを反映する。」と初めの部分で述べている。要すれば、ISO26000は、企業だけでなく、すべての組織活動にあてはまる経営原則であり、ステークホルダーがすべての組織活動を強く監視され、制約されていることが述べられている。そのため、C・企業でなく、「SR・社会的責任」の用語になっているとしている。

この部分で、組織が、経済活動だけでなく、技術・エコシステム、社会・文化システム、政治・法システムの「重層的システム」のなかで、機能していることを明らかにしている。こうした、重層的システムの中で、組織活動が「持続可能な発展に貢献」することを、目指すこと、このための標準・ガイドが、ISO/SR26000であるとしている。以下、ISO26000の日本語訳に従って、その概略をみる。(以下の論述は基本的に日本語訳によっている)。

**①持続可能な発展** 持続可能な発展とは、将来の世代の人々が自らのニーズを満たす能力を危険にさらすことなく、現状のニーズを満たす発展をさす。より、具体的には、質の高い生活、健康および繁栄という目標を、社会的正義および地球の生命の多様性を維持し、統合することをさす。これらの社会的、経済的および環境的目標は相互に依存し、相互に補強しあっている。持続可能な発展は、社会全体のより広い、期待を表現していると言える。

ISOの企業をはじめ、組織体に対する基本的な考え方は、以前に述べた、「現代企業の性

<sup>(1)</sup> ISO26000の説明に関しては、日本語訳『ISO26000:2010 社会的責任に関する手引き』ISO/SR 国内委員会 監修 日本規格協会編 日本規格協会、2011年1月刊によっている。その他の文献としては、関 正雄『ISO26000を読む』日科技連刊、2011年4月刊、および松本恒雄監修『ISO26000 実践ガイド』中央経済社、2011年8月刊を上げることができる。ISO開発の経緯の内情に関しては、日本の産業界の代表として、ISO26000の策定に、初期の段階から参加してきた損保ジャパンの理事・CSR統括部長の関 正雄氏の著書『ISO26000を読む』日科技連刊、2011年4月の第1章5 開発の経緯 pp.14-17、第6章 規格のインパクト pp.138-142を参照されたい。

<sup>(2)</sup> 以下の図とその具体的な説明はすべて、上掲書の日本語訳『ISO26000:2010 社会的責任に関する手引き』ISO/SR 国内委員会 監修 日本規格協会編 日本規格協会、2011年1月刊によっている。

表 1 ISO26000 の概要

箇条のタイトル	箇条番号	箇条の内容の説明
適用範囲	1	この国際規格で取り上げる主題を定義し、制限又は除外項目がある場合はそれらを特定する。
用語及び定義	2	この国際規格で使用する重要な用語を特定し、その定義を示す。これらの用語は、社会的責任を理解し、この国際規格を利用する上で基本的に重要なものである。
社会的責任の理解	3	これまで社会的責任の発展に影響を与え、その性質及び慣行に今なお影響し続ける重要な要素及び条件について記述する。社会的責任の概念そのものについても、それが何を意味し、どのように組織に適用されるかについても提示する。この箇条は、この国際規格の使用に関する中小規模の組織のための手引を含む。
社会的責任の原則	4	社会的責任の原則を紹介し、説明する。
社会的責任の認識及びステークホルダーエンゲージメント	5	社会的責任の二つの慣行を取り扱う：組織の社会的責任の認識、並びに組織によるステークホルダーの特定及びステークホルダーと社会との関係、社会的責任の中核主題及び課題の認識、並びに組織の影響力についての手引を示している。
社会的責任の中核主題に関する手引	6	社会的責任に関連する中核主題及びそれに関連する課題について説明する（表 2 参照）。中核主題ごとに、その範囲、その社会的責任との関係、関連する原則及び考慮点、並びに関連する行動及び期待に関する情報が提供されている。
組織全体に社会的責任を統合するための手引	7	社会的責任を組織内で慣行とするための手引を提供する。これには次の手引が含まれる：組織の社会的責任の理解、社会的責任の組織全体への統合、社会的責任に関するコミュニケーション、社会的責任に関する組織の信頼性の向上、進捗の確認及びパフォーマンスの向上、並びに社会的責任に関する自主的なイニシアチブの評価。
社会的責任に関する自主的なイニシアチブ及びツールの例	附属書 A	社会的責任に関する自主的なイニシアチブ及びツールの限定的なリストを提示する。これらの自主的なイニシアチブ及びツールは、一つ以上の中核主題又は組織への社会的責任の統合の側面に関わるものである。
略語	附属書 B	この国際規格で使用する略語。
参考文献		この国際規格の本文で出典として参照された権威ある国際的な文書及び ISO 規格への参照を含む。

格「多重システムとしての企業観」とまったく同様である<sup>③</sup>。今や「経済活動」だけの機能を充足していれば、十分ではない。ましてや、アメリカの「企業の社会的責任」の著名な研究者、A. キャロルの言うように「経済機能が充足されて」はじめて「社会的責任」の充足へと、その比重を移すなどという考え方でもない。（菊池他編著、上掲書、pp.41-42）これらのシステムが、全体として統合されていなければならないということの意味しているのだ。社会的責任は、組織に焦点を合わせたもので、社会および環境に対する組織の責任に関わるものである。一定の効率・成果を達成してから、その責任を果たすという性格のものでは一切ないということの意味している。それは、現代社会において、持続可能な発展のための必要条件だからである。

<sup>③</sup> 菊池敏夫・平田光弘・厚東偉介編著『企業の責任・統治・再生』文真堂、2008年、p.13 参照。

図1 ISO26000 の図式による概要

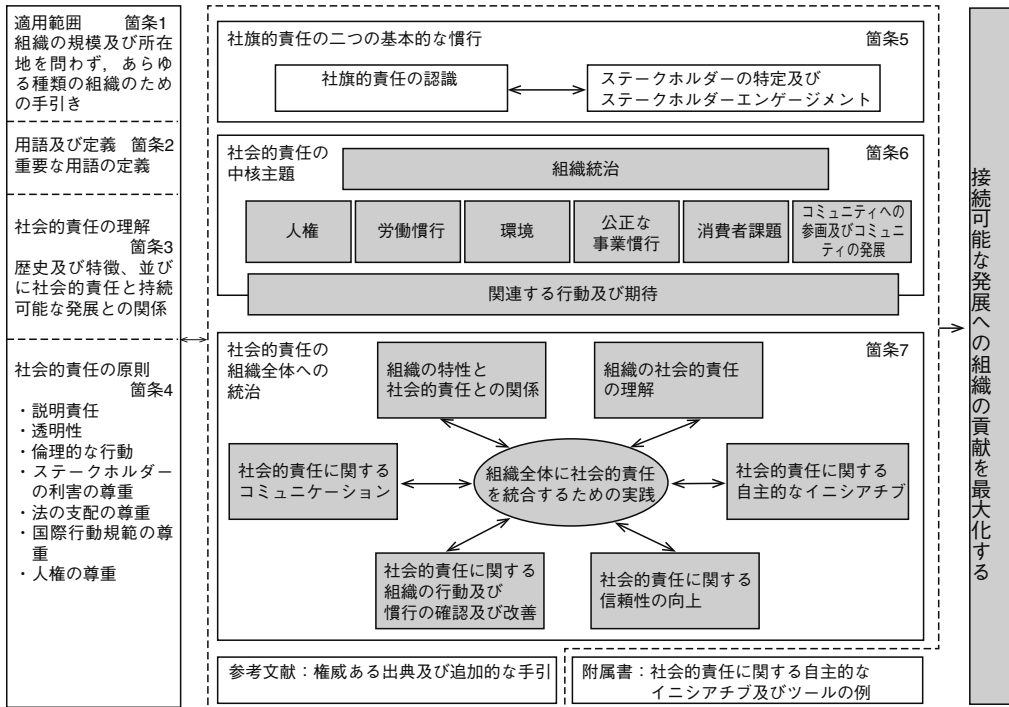


図1 ISO/SR 国内委員会監修 日本語訳『ISO26000：2010 社会的責任に関する手引』日本規格協会、2011年刊より転載

②**社会的責任の統合** 社会的責任は、その組織の中核的な戦略の不可欠な部分であり、その組織の継続中の、日常活動の中に、反映され、統合されなければならないと、規定している。【ISOの規定、3.3.4】(日本語版 p.49 参照)。「社会的責任」は組織にとって特別なことではなく、日常の業務活動に統合され、すべての組織の通常の業務として実現されていなければならないとしているのである。

③**ISO26000 と中小・零細組織** ISO26000 の規格は、中小・零細組織に関しても、言及している。(3.3 社会的責任の特徴 ボックス3) (日本語版、pp.52-53 参照)。そこでは、次のように述べている。中小・零細組織への社会的責任の統合は、実用的、単純で費用効果は高い。これらの組織は、より柔軟であり、革新的である可能性が高い。経営層は、その組織活動に、より強い影響力を持っている。社会的責任では、そのマネジメントに、統合的な手法を採用することが不可欠であるとしている。

中小・零細組織は、次の事項を行うべきであるとしている。①管理内部の手順、ステークホルダーへの報告などは、柔軟で、形式ばらないものであるべきだが、透明性を維持する必要がある。②7つの中核主題すべてを確認することが大切だが、その組織自身の背景、状況、

資源およびステークホルダーの利害を考慮すべきだと述べている。③持続可能な発展に最大の重要性を持つ課題に最初に焦点を合わせる。④政府関連機関、集団組織（地域団体や業界団体など）の支援とともに、その組織に相応しい、指針・プログラムを作成し実施する。⑤資源を節約し、行動力を上げるには、同業者団体・業界団体と共同で行動する。共同行動が効果的な場合もあるからだ。そして、中小・零細組織も、政府関連機関や業界・地域団体などの支援を受け、7つの中核的課題に、取組み、最大の重要な課題に挑戦すべきであるとしている。現代においては、社会的責任は大企業に課せられるのではなく、中小・零細企業にも等しく課せられるとしているのである。

## 2 ISO26000 社会的責任（SR）の具体的内容

(1) ISO の社会的責任の中核的主題…表 2 を参照、同時に図 2 の「7つの中核的主題」を参照。社会的責任の中核的主題は、次の7項目である。 1 組織統治 2 人権 3 労働慣行 4 環境 5 公正な事業慣行 6 消費者課題 7 コミュニティへの参画およびコミュニティの発展  
これらの7つの中核的主題に関して、それぞれの「課題」が明示されている。

表 2 社会的責任の中核主題及び課題

中核主題及び課題	掲載されている細分箇条
中核主題：組織統治	6.2
中核主題：人権	6.3
課題 1：デューデリジェンス	6.3.3
課題 2：人権に関する危機的状況	6.3.4
課題 3：加担の回避	6.3.5
課題 4：苦情解決	6.3.6
課題 5：差別及び社会的弱者	6.3.7
課題 6：市民的及び政治的権利	6.3.8
課題 7：経済的、社会的及び文化的権利	6.3.9
課題 8：労働における基本的原則及び権利	6.3.10
中核主題：労働慣行	6.4
課題 1：雇用及び雇用関係	6.4.3
課題 2：労働条件及び社会的保護	6.4.4
課題 3：社会対話	6.4.5
課題 4：労働における安全衛生	6.4.6
課題 5：職場における人材育成及び訓練	6.4.7
中核主題：環境	6.5
課題 1：汚染の予防	6.5.3
課題 2：持続可能な資源の利用	6.5.4
課題 3：気候変動の緩和及び気候変動への適応	6.5.5
課題 4：環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復	6.5.6
中核主題：公正な事業慣行	6.6
課題 1：汚職防止	6.6.3
課題 2：責任ある政治的関与	6.6.4
課題 3：公正な競争	6.6.5
課題 4：バリューチェーンにおける社会的責任の推進	6.6.6
課題 5：財産権の尊重	6.6.7
中核主題：消費者課題	6.7
課題 1：公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、及び公正な契約慣行	6.7.3
課題 2：消費者の安全衛生の保護	6.7.4
課題 3：持続可能な消費	6.7.5
課題 4：消費者に対するサービス、支援、並びに苦情及び紛争の解決	6.7.6
課題 5：消費者データ保護及びプライバシー	6.7.7
課題 6：必要不可欠なサービスへのアクセス	6.7.8
課題 7：教育及び意識向上	6.7.9
中核主題：コミュニティへの参画及びコミュニティの発展	6.8
課題 1：コミュニティへの参画	6.8.3
課題 2：教育及び文化	6.8.4
課題 3：雇用創出及び技能開発	6.8.5
課題 4：技術の開発及び技術へのアクセス	6.8.6
課題 5：富及び所得の創出	6.8.7
課題 6：健康	6.8.8
課題 7：社会的投資	6.8.9

図 3 ISO/SR 国内委員会監修 日本語訳『ISO26000：2010 社会的責任に関する手引』日本規格協会、2011 年刊より転載

図2 七つの中核主題

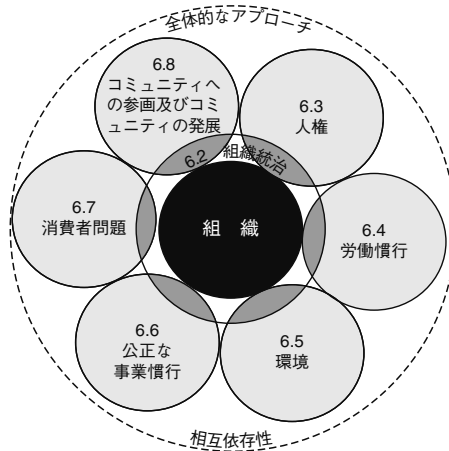


図2 ISO/SR 国内委員会監修 日本語訳『ISO26000：2010 社会的責任に関する手引』日本規格協会、2011年刊より転載

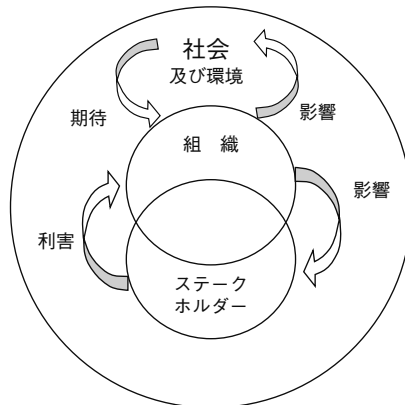
## (2) 社会的責任と組織の影響力の範囲・ステークホルダー・エンゲージメント

組織は、自らが正式に、および/または、事実上コントロールできる決定および活動の範囲に責任がある。(事実上のコントロールとは、組織が法的に・フォーマルに権限を持たないにしても、他者の決定・行動を命令する能力を持つ場合をさす)。関係を持つ組織/他者の行動に影響を与える可能性をもつ場合には、「組織の影響力の範囲内にある」とISO26000で規定している。そして「組織の影響力の範囲」には、バリューチェーン内・バリューチェーンを超えた関係も含まれると規定している。

ステークホルダー・エンゲージメント……(図3および図4参照)とは、その組織と一人、または一組以上のステークホルダー間との「対話」を作り出すための活動をさす。その活動形式としては、公式・非公式の、会合・会議・ワークショップ・公聴会・円卓会議・諮問会議・定期的組織的な情報提供・諮問手続・団体交渉・インターネット会議討論会など、さまざまな形態がある。



図3 組織，そのステークホルダーと社会との関係



注記 ステークホルダーは，社会の期待とは一致しない利害をもっているかもしれない

図3 ISO/SR 国内委員会監修 日本語訳『ISO26000：2010 社会的責任に関する手引』日本規格協会、2011年刊より転載

図4 社会的責任の組織全体への統合

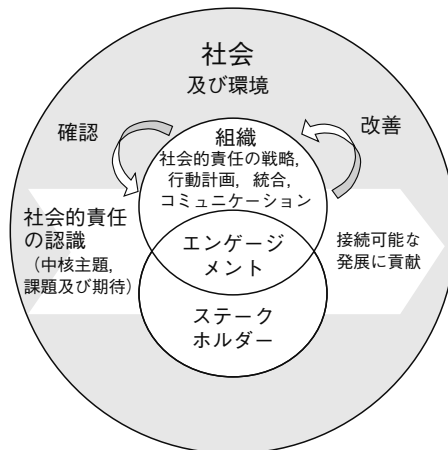


図4 ISO/SR 国内委員会監修 日本語訳『ISO26000：2010 社会的責任に関する手引』日本規格協会、2011年刊より転載

ステークホルダー・エンゲージメントは、相互作用的であるべきで、ステークホルダーの意見を聞く機会を設けることが大切だ。次のような条件があれば、ステークホルダー・エンゲージメントは有意義になる。明確な目的・利害の特定化・これらの利害関係が直接的・重要であること・この利害が持続可能な発展に関連し、必要な情報と理解がそのステークホルダーが有しているような場合であると説明している。

### 3 社会的責任の原則

「責任」の具体的内容・態様を、ISO26000では、次のように規定する。

(1) 説明責任……組織行動の影響に説明責任を負う。より具体的には、組織は適切な監視を受け容れ、監視に対する義務を受け容れることであって、重大なマイナスの結果・マイナスの影響の再発を防ぐための行動や措置をふくむものであるとしている。

(2) 透明性……公開性・明確・正確・時宜を得て・誠実で完全な方法で伝えることをさす。より具体的には、組織目標・経営者・権限・評価基準・その活動成果/パフォーマンス・資金の出所金額使途・組織活動の与える全体的影響・「ステークホルダーとの対話の機会」（これを、ISO/SRでは、「ステークホルダー・エンゲージメント」と呼び、対話の機会の創設を社会的責任の「透明性」と関連させている）を設ける時に用いる基準・手続き、これらが明確に定められていることが、透明性であるとしている。

(3) 倫理的な行動　これは、倫理的行動基準の設定と統治機構、その遵守、監督の仕組みや方法の確立維持、利益相反の予防と解決、非倫理的な行動の報告の保護と維持、現地の法規制が存在しない場合、現地の法規制・実情が倫理的な行動と対立状況の認識と対処、国際的に認められた基準の採用・適用などが、その具体的内容である。

(4) ステークホルダーの利害の尊重　組織目的は、所有者・メンバー・顧客または構成員の利害に限定されることが多いが、これ以外の個人・グループも利害を持っているので、そのような個人・グループも「ステークホルダー」に含まれる（図3参照）。具体的には、組織の決定・活動により、影響を受ける可能性のある関係者が、「ステークホルダー」であると規定している。この点は、後の「人権に関する課題」の中にある、「加担の回避」という社会的責任に関連するので注目すべきである。ISO26000における「加担」は、日常用語ではなく、「法律上の基本的概念」として理解されている。すなわち、「加担」とは、違法行為または不作為を支援し、唆す（そそのかす）という概念に関連する。「加担」の法的概念は、違法行為と知りながら、または違法行為を幫助（ほうじょ・手助けをすること）し、その違法行為に実質的な影響を及ぼす行為・または不作為の一端を担うことを指す。ここで言う「不作為」とは、何もしないことではなく、「期待された行為をしない」ことをさし、行為とは、「意思に基づく身体の動静」をさすと、具体的に説明を加える（下線は筆者による）。「加担」「不作為」を規定していることは、ISO26000が、そのうちに「対応・応答」としての「責任」だけでなく、「負荷・負担」としての「責任」までも包括していることを意味している。この点で「社会的責任」が「法的責任」の領域まで含んでいることに注目すべきである。

「社会的責任」における「加担」とは、A 直接的加担…組織が意図的に人権侵害を支援し

た場合をさす。B 受益的加担…組織・子会社が他者の行った人権侵害から直接的に利益を得ることを含む。保安要員により、人権侵害がなされている実態を知りつつ、放置して、経済的な利益を得るような場合をさす。C 暗黙の加担…組織が、組織的差別に明確な反対をしないなど、人権侵害を関係当局に提起しないことなどが含まれる。

「加担」に関しては、社会的責任の中核課題の「人権」の「児童の基本原則・権利」および「公正な事業慣行」の「バリューチェーンにおける社会的責任の推進」と、密接に関連している。

サプライチェーンとは、製品・サービスを提供する一連の活動・関係者だけをさす。バリューチェーンとは、その価値を提供する・受け取る、一連の活動・関係者全体をさす。より具体的には、「価値提供関係者」とは、供給業者・受託労働者・請負業者、「価値受け取り関係者」とは、顧客・消費者・取引先・会員その他の関係者をさす（日本語版、pp.41-42）。

サプライチェーン上の中での、バリューチェーンの加担の著名なケースとして、2001年BBC（英国放送協会）のナイキのカンボジアの契約工場における「児童労働」の実態の放送番組からはじまった、「不買運動」のケースである。ナイキは、NGOの力を借りて、その後改善を行った。それは「契約工場」における実態であった。「ナイキ」が「直接関与して」、このような児童労働…「受託労働者の雇用」をさせていたのではない。「ナイキ」は、「知らなかった」のであったが、これが、「受益的加担・暗黙の加担」に該当することで、不買運動が世界的に巻き起こったのであった（関正雄『ISO26000を読む』日科技連、pp.45-46）。

ウズベキスタンにおける児童労働が、2007年イギリスのNGOが「綿花収穫時に児童労働を利用しているの、やめるべきだ」とウズベク政府に抗議した。同時にEUや各国政府に協力を求め、ウズベク綿の使用停止、綿の原産地表示を要請した。これを受けて、2008年、英国のマークス & スпенサー、テスコ、米国のウォルマートなどが、ウズベク綿を使用した綿製品は扱わないという動きをした。米国のギャップやアパレル関連企業も、ウズベク政府に抗議した。社会的責任の中核課題の「人権」の「児童労働の基本原則」、「公正な事業慣行」における「加担」…「受益的加担・暗黙の加担」に該当することになる。

特に「ギャップのケース」は、既に有名である。（これについては次のものを参照されたい。江夏健一・桑名義晴編著『新版 理論とケースで学ぶ国際ビジネス』同文館、2006年11月、第4章収載、取り分けケース2で、「ギャップ」社の事例が参考になる。）日本でも、カジュアル衣料品で、猛烈な低価格製品が販売されているが、ISO26000が、最終承認されている現在では、人権団体の標的になれば、このようなケース以上のマネジメントが求められることになる。

日本では、今のところ、「人権NGO」の動きが、それほど活発でなく、また国内のニュース番組も、「視聴率・聴取率」のためか、「国内政治のニュースが中心」なので、欧米を中心とした「人権の動き」には、なかなか目が向かない。「グローバリゼーション」の中での「サ

プライチェーン・バリューチェーン」が、我々の知らないところで「関連している」。こうした場合には、「受益的加担・暗黙の加担」という形で、「社会的責任」を追及される事態が起きる可能性が高い。この点で、国際政治の動き、人権問題には、強く意識しなければならない。「企業活動は、経済活動だ」と単純に割り切っていてはならないのである。

#### (5) 法の支配の尊重

法令・規則などが適切に執行されていなくとも、法的要求事項を遵守する。関連法規の確認と遵守状況の確認が必要であると説明している。

#### (6) 国際行動規範の尊重

組織は、国際行動規範と整合しない他組織の活動に「加担」することを避けるべきである。

#### (7) 人権の尊重

組織は、人権を尊重し、その重要性・普遍性の両方を認識すべきである。

### 4 組織全体への社会的責任の統合…組織統治…図2・図3・図4を参照

「組織統治」とは、組織目的を追求するために決定し、実施するときに従う「システム」、組織の影響力に責任を持ち、社会的責任をその組織全体および自らの関係に統合することを可能にする組織内における意思決定の枠組みである。「組織統治」は、組織が自らの決定および活動の与える影響に責任をもち、社会的責任をその組織全体および自らの関係に統合することを可能にする決定的な要素であると説明されている。「組織統治」を、社会的責任を組織全体に統合するための意思決定の枠組みとして見ている。(ISO/SR、日本語訳、pp.82-83)

効果的な組織統治には、上記の「社会的責任の7原則」を意思決定・実施（プロセス・システム・構造・その他の仕組みの中に）に組み込むことが必要である。これ以外に、中核主題・課題を検討すべきである。

その手順・プロセスとしては、「社会的責任」に取り組むマネジメントの慣行（モニタリングなども含む）、「社会的責任」の運営を見直す部署やグループの設置、購買や投資の慣行・人的資源管理への社会的責任の組み込みなどを上げることができる（図5・図6・図7・図8を参照）。

図5 社会的責任を組織全体へ統合するステップ

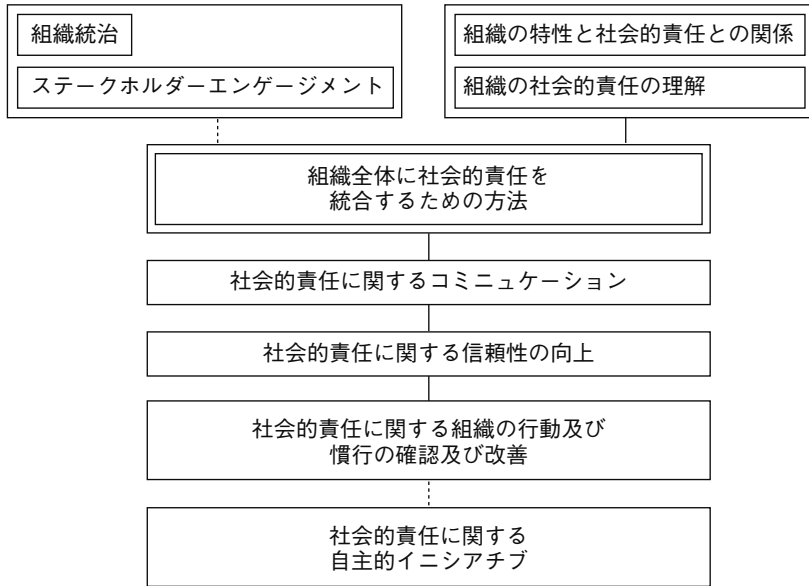


図5 松本 恒雄監修『ISO26000 実践ガイド』中央経済社、2011年刊より転載

図6 ステークホルダーの特定と参画

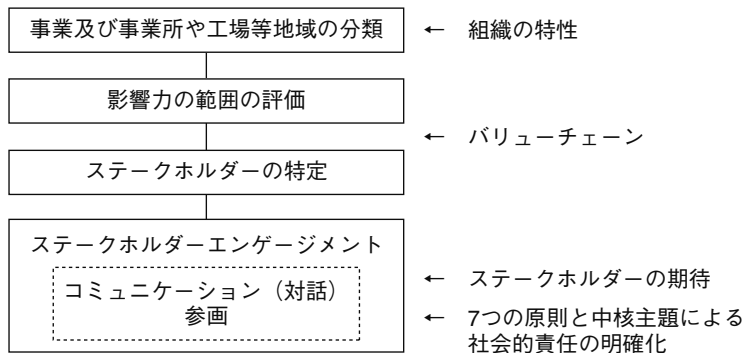


図6 松本 恒雄監修『ISO26000 実践ガイド』中央経済社、2011年刊より転載

図7 社会的責任の理解のステップ

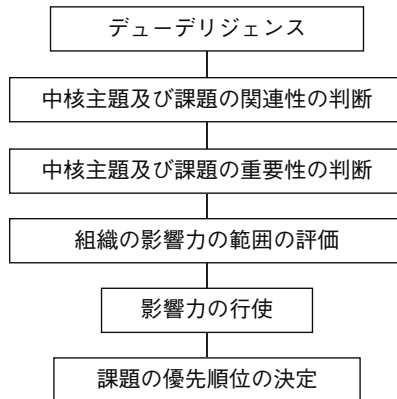


図7 松本 恒雄監修『ISO26000 実践ガイド』中央経済社、2011年刊より転載

図8 社会的責任の統合のステップ

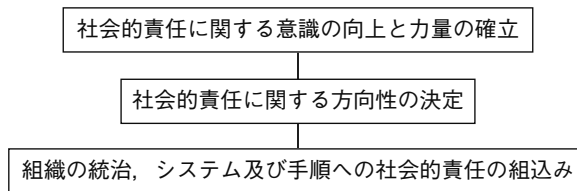


図8 松本 恒雄監修『ISO26000 実践ガイド』中央経済社、2011年刊より転載

組織統治で、「デューデリジェンス」は、組織が社会的責任に取り組む上で役立つ手法だと述べている点に注目しなければならない。「デューデリジェンス・due diligence」とは、組織の決定・活動がおよぼす、実際の・潜在的なマイナスの社会的・環境的・経済的影響を回避し、緩和することを目的にして、これらの影響を明確化するための包括的・積極的なプロセスをさす。

「デューデリジェンス・due diligence」…… due（適切な・相当の・然るべき）diligence（注意・必要な注意）…それぞれの状況が要求する適切な注意をさす。英米法上では、当該事項の処理や行為、あるいは努力において、法が要求する本来の、あるいは通常の人が払うべき注意義務を指している。ISO26000では、より具体的には、「マイナスの結果の生じる可能性」までも考慮することをさしている。ここにおいても、先述のようにISO26000には、法的な基礎概念が取り入れられ、規定されているのである。

デューデリジェンス・プロセスには、①関連中核主題に関する組織の基本方針 ②活動が組織目標に及ぼす影響評価手段 ③中核主題を組織に統合する手段 ④優先順位と必要な調整手段 ⑤マイナスの影響に対処するための行動 これらを、組織行動に組み込む措置をさす。

そのためには、「関連性」を判断しなければならない……活動範囲の列挙・ステークホルダーの特定（バリューチェーンの中から生じる影響・社会的責任の課題がおよぼす組織への影響・特異な状況で発生する可能性のある課題……、この「関連性」の判断の後に、「重要性」の判断がなされなければならない。一般に重要な課題は、法の不遵守・国際行動規範との不整合・潜在的な人権侵害・生命健康への危険性・環境への深刻な影響度合いなどである。重要で関連性の高い課題の「優先順位の設定」をすべきだとしている。

「人権」に特定した「デューディリジェンス」の手順として、①組織の当事者・関連する当事者への組織の方針 ②人権への影響評価手段 ③組織全体に人権方針を統合するための手段 ④優先順位の確定と必要な調整 ⑤マイナスの影響への対処の行動……これらが、具体的な手順である。また「デューディリジェンス」の中で、「加担」も発見できるとしている。「加担」などが、「マイナス」の影響の具体例であり（『日本語版』、p.186）、こうした「加担」を「発見する」手続き・プロセスが「デューディリジェンス」であると言えるが、マイナスの影響を発見することは、きわめて難しい。

## 5 社会的責任に関する信頼性の向上

組織や企業活動で一番大切なのは「信頼性」である。組織が「信頼を確立」する方法として、「対話を伴うステークホルダー・エンゲージメント」である。そこで、組織活動の定期的確認・監視の取り組みなども決めることができる。

その他、「特定の課題」に関わる信頼性は、特定の認証制度に参加して、その認証を得ることは大切である。「製品の安全性・影響評価」「労働慣行」「製造工程・製品の認証」を行う「独立した、社会的責任に関する特定の目的達成に専念するプログラム・活動＝社会的責任に関するイニシアチブ」のための機関・組織に関与して、「認証」を得たり、その機関やそれらにより選任される諮問委員会・検討委員会などの設置など、「独立の第三者機関・組織」の関与は、「信頼性」を高めることが多い。ただし、その「第三者の機関・組織」に関する評価・モニタリング＝監視なども不可欠である。「客観性」の確保・監視が大切である。「自己証明は、証明に非ず！」という「警句・格言」は重要である。ただし、「公認会計士」……アメリカの五大会計監査事務所として有名であった「アーサー・アンダーセン」ですら、「経営コンサルタント活動の経営」という「利益相反」の活動に手を染め、ついには「違法・脱法行為」をして、「停止・解散」に至ったことを忘れてはならない。

## Ⅲ 「企業の社会的責任」の歴史的経過と 21 世紀…パラダイム・シフト…

ISO26000 は、10 年の歳月をかけた検討の末、2010 年 9 月に制定された。この基準は、人権までがふくまれ、これまでの環境問題・エコロジーに強く関連する ISO14000 とは異なっ

た性格をもっている。日本の企業が、グローバル化した活動を定着化している現在では、途上国などの日系現地企業では、注意していなければならない。それは、「ステークホルダー」という概念が、社会的にひろく定着したからである。

「ステークホルダー」という概念の淵源・源泉は、社会的責任の議論の中で、定着したものである。ここで、今一度、社会的責任論の経緯を振り返り、その議論の中で「ステークホルダー」の概念が、いかなる基礎と根拠に基づいて一般化したのかを明らかにする。

## 1 地域社会への社会貢献・寄附活動

「企業の社会的責任」という概念が提起され、議論されたのは、1920年代以降のアメリカであった。第1次世界大戦（1914～18年）以降のアメリカにおいて、企業は教育や文化活動、共同募金などの地域社会への寄附などを通じて、社会貢献や社会活動（philanthropy）が求められ、企業や経営者は、こうした活動を行った。

このような企業活動に対して、アメリカの一部の株主は、企業は経済活動のための機関であり、企業の社会活動は「企業利潤の一部」を「株主の承認」なしに、企業とその経営者が「社会活動」に使用するのを、「株主の権利を侵害する」として、提訴した。そこには、企業活動は「市場」にのみ限定されるべきだ！という伝統的な法的・経済学的思想がその基礎にあった。

企業は自らの立地している地域社会の意向を無視して、活動はできない。しかし、「伝統的な法学や経済学」から、企業の社会的活動に対する正当化の根拠が与えられなかった。そこで、経営者は、弁護士たちの支援を受けて、訴訟の過程で、「企業の社会的責任」という、その後、「経営学」で一般的に受容される概念を主張して、自らの行動を正当化した。社会的期待を無視し、対応することは、企業に有利な結果をもたらさない！……これが、その後、「企業のイメージアップで企業収益の増加」という、良く耳目にする言葉に置き換えられた。裁判では、「経済的な理由」を持ち出さないと、「合理的判断」として認められないからである。裁判における「法的合理性・正当化」のための根拠である。「客観的事実ではない」ことに注意する必要がある。

ここで、企業は市場＝経済活動以外に、「地域社会」に対する支援行動が、「裁判」という「法的手続き・法的過程」を通じて、裏打ちされ、「企業の社会的責任」という概念が、認められるようになった。社会的責任論は、常に法律、取り分け、米国における「訴訟」と密接に結びついていることが、歴史的経緯から、明らかになる。したがって、「社会的責任」の問題は、司法過程、とりわけ、「訴訟」と強く結びついていることを理解しなければならない。



## 2 「社会的制度としての企業観」と「企業の社会的責任」

20世紀初期のアメリカでは、労働者の福利厚生に責任を持たなければならないとの考え方も、しだいに、進展し始めた。そのため、低賃金・長時間労働という劣悪な労働条件も改善され、労働組合も承認される動きが見られたのであった。スチュード・ベーカー自動車会社のA.R.アーキンス社長は労働者に対する責任の方が、企業の株主に対する責任より優先すると考え「労働者に良い生活環境を与えることのできない経営者は無能だ」とさえ述べていた。

ビジネスの側において、「企業は社会的制度である」という考え方が高まる一方で、アメリカの社会では「革新主義運動」が強まり、ビジネスの力を規制し、コントロールする政策への支持も多くなった。反トラスト法による「スタンダード・オイル社の解散」（1911年5月）の判決の影響も強く、企業の指導者たちは、企業に対する友好的な社会の重要性に目覚めた。例えば、U.S.スチール社の会長、E.H.ゲリーは、自分の会社が「準公共的性格」をもっているため、企業活動に関する「情報公開」の必要性を感じ、「パブリック・リレーションズ」ということも唱え、第1次世界大戦前後には、こうした活動が産業で次第に広がり始めた。また、H.フォードは、企業は、社会的奉仕動機 = サービス機関だと述べ、1914年には、自動車の価格を引き下げると同時に労働者には、一日5ドル政策と8時間労働を実施し、現代のアメリカ社会の基礎を築いたのであった。

1920年代にアメリカでは、「大業体制」が確立し、A.A.パーリ・G.C.ミーンズによる『近代株式会社と私有財産』（1932）の刊行で、企業は、所有者の私的所有物でなく、「所有と経営の分離」した「一つの社会制度」としての企業という「企業観」が、1930年代には確立し始めた。

第二次世界大戦後には、米ソ対立・社会主義陣営との対立の中で、ビジネスの役割への期待も強化された。

社会制度としての企業観と米ソ対立の社会的背景の中で、「資本主義体制における企業の役割の観点から、P.F.ドラッカーは『現代の経営 The Practice of Management』（1954年）という著書で、「企業の目標」を8つ上げ、「マーケティング」「イノベーション」「生産性」「人的資源への配慮」「物的資源の配慮」「財務への適切な配慮」「収益性」とともに「企業の社会的責任」を上げて説明していたのであった。1960年代には、アメリカだけでなく、日本にもP.F.ドラッカーを通じて、「企業の社会的責任」の考え方が、「経営学」だけでなく、社会的にも注目されるようになってきたのであった。しかし、アメリカ社会で「企業の社会的責任」が、「経営学」で直ちに定着したのではなかった。アメリカでは1960年代以降の人種差別、女性の社会進出などに伴う、「訴訟」と強く関連して、「社会的責任」が次第に注目されたのであった。ここでも、司法過程、「訴訟」と強く結びついていたのであった。

日本では、ドラッカーの評価も高く、また1960年代は「高度経済成長期」に伴う「公害

問題」も各地で発生し、「公害問題、そしてその後起きた消費者問題への取締りの役目への期待」と共に、「企業の社会的責任」の議論は強化されたのであった。日本でも、1960年代の公害問題は、1890年～1900年の初めの10年間（明治20～30年代）にかけて社会問題になり、やっと一応の決着がついたのであるが、昭和期の1960年代になっても、経営学の「社会的責任論」は、社会問題や訴訟に対する世論として、支援になっていたことは確かであったが、「公害問題」は、水俣病などの「訴訟」を通じて、やっと決着がつくようになったのである。この点を見落してはならない。「経営学」における社会的責任は、法律や司法過程・訴訟と緊密に結びついている概念であることが判明する。従って「社会的責任」は、常に法律や訴訟と関連させてみて行かなければならないということが出来る。社会的責任は、法律や訴訟に「抵触」しない範囲での「企業」あるいは「組織」における自主的行動である点を常に忘れてはならない。

### 3 「社会的責任」の定着化へ…「企業と社会」、訴訟の当事者適格とステークホルダー

アメリカにおいては、1960年代のベトナム戦争以降、アメリカ社会の伝統的な価値や生活様式は大きく変化した。

1960年代以降、失業、貧困、都市開発、教育、福祉、大量輸送など、多くの社会問題の解決に、企業は、政府・自治体と共同作業が求められるようになった。環境汚染・廃棄物処理という企業活動に結びつく面だけでなく、多くの社会問題の解決に、企業の能力が求められるようになってきた。「失業・貧困・都市開発・教育・福祉・大量輸送」などの領域は、伝統的には、政府・自治体の「公共領域」に属する活動であった。そのため企業が参加すべきか否かで、「企業の社会的責任」の問題が、各方面から議論された。この過程で「企業の社会性」の観点から、企業は「公共の目的」を達成するためにも、活用され、また企業もこの役割を果たすようになった。

この新しい問題解決の役割を引き受けたビジネスの側では、「企業は良心を持たなければならず」「市民と同じように」活動するという考え方を表明し、「ビジネスを社会」のなかに位置づけた。これは、「コーポレート・シチズンシップ＝企業の市民的活動」という言葉で、語られたのであった。

そのため、「企業の社会的責任」という用語ではなく、むしろ「企業と社会 Business and Society」「企業の社会対応」あるいは「企業の社会活動 Social Responsiveness of Business」という「経営学の本のタイトル」が、1970年代には刊行されたのであった。

黒人差別は、リンカーン大統領により、「法的に撤廃」されていたが、「法的に制定」されても、「社会的にはこの時代まで」実質的には存在していた。社会的差別のない社会の実現は、企業をふくむあらゆる組織で実現されなければならないと考えられ、社会的運動だけでなく「訴訟」をして、その実現をめざす動きが、アメリカでは巻き起こった。後述のような

「司法積極主義」を取り、司法側も政策形成への支援までその範囲を広げて、社会的な動きに対応したのであった。そのため、この時代に企業の社会的責任の範囲は急速に拡大し、また企業活動を大きく制約することになり、経営学においても、「企業の社会的責任」という名称から、「企業と社会」という、より広い概念が出現し用いられるようになったのである。

1970年代のアメリカでは、人種差別の社会的撤廃、マイノリティ・グループの公平な扱い、各種障害者の社会的受容・ノーマライゼーション、女性の社会的進出への支援、フェミニズムと組織内の女性の差別的な取扱いの是正など、「人権」に関連する多くの問題が社会的に広く議論され、1960年代の広範で強烈な「ベトナム反戦運動」からの学んだ、社会的な運動があちこちで引き起こされるだけでなく、こうした問題への「訴訟」がなされ、そうした「訴訟」が多く「勝訴」したのであった。また、「クラス・アクション・集団訴訟」に訴え易くするための法的手続きも整備された。

アメリカをはじめ、ヨーロッパでは、社会的な問題は、原則として「裁判」を通じて解決される。アメリカの裁判で要請される「訴訟の当事者適格、あるいは原告適格」の必要条件を充足する「訴訟当事者の利害関係」を「stake・ステーク」というのである。この、「訴訟の当事者・原告としての適格性のある」「利害関係者」が、「ステークホルダー Stakeholder」という概念である。単なる「利害関係者」ではない。常に、「訴訟」の「原告」としての「法的利害を認められた関係者」である。この点は、「ステークホルダー」という「カタカナ」で「利害関係者」として日本語として使われている状態とは、その社会的文脈が異なっていることを、常に、意識していなければならない。

「ステークホルダー」が「原告」となり、「裁判に訴え」、企業が「被告」として、その裁判を受けて立たなければならない。もし、「その訴訟」で企業が「敗訴」した場合には、それなりの「賠償金」の支払いを命ぜられるのである。常に、「訴訟」され、「被告」として、訴訟を受けて立ち、それに「勝訴」しなければならない。その準備が常に求められ、その裁判で、「原告」に対する【拳証責任】の準備をふくむ言葉が、「ステークホルダー」という用語である。アメリカでは、弁護士が日本と異なり、「公共利益弁護士・public interest lawyer」「証券弁護士・securities lawyer」「政府弁護士・government lawyer」という弁護士制度がある。

このうちの「証券弁護士」は、証券発行が適切なことを保証する意見書を付する仕事をする弁護士である。「政府弁護士」は、連邦政府機関に所属して、連邦政府に関連する訴訟に関わり、連邦政府の訴訟代理人の役割を果たす。<sup>(4)</sup>

「公共利益弁護士」は、訴訟を通じて社会改革を目指す団体に所属して、社会活動に携わっている。例えば「アメリカ市民自由連合」という団体は、ベトナム戦争反対運動の保護や、

<sup>(4)</sup> この部分、および下記の部分は小林秀之『新版・アメリカ民事訴訟法』弘文堂2004年刊、pp.97-111の論述に依拠した。

言論、宗教、結社の自由に関する支援などを行っている。財団基金等の援助で賄われている「公共利益ローファーム」に所属する「公共利益弁護士」であり、日本でも有名なのは、消費者運動を法的側面から支援したラルフ・ネーダーなどを上げることができよう。彼らは、下記に紹介するような「消費者保護を目的とした」「クラス・アクション・集団訴訟」を提起して、法的側面から「消費者運動」を支援したのであった。こうした「法的側面」があり、「訴訟」を通じて「消費者の権利擁護」をする団体があるので、社会的責任の議論で、「消費者団体」が「ステークホルダー」として、実質的な機能を果たしているのである。こうした側面が、日本では必ずしも十分ではないので、アメリカからの「社会的責任の議論」によって、「消費者団体はステークホルダー」であるとしても、日本ではせいぜいのところ「消費者保護法」の範囲でしか活動できず、アメリカの消費者運動の「ステークホルダー」としての機能とは、その実態が異なってくるのである。もちろん日本でも、弁護士がボランティアとして、こうした社会運動に関連して法的な側面で支援していることは確かであるが、日本には見られないアメリカの上述のようなタイプの弁護士制度の存在こそが、「ステークホルダー」という概念を支える実態である。常に「提訴」する可能性をはらむ社会集団が「ステークホルダー」である。

もちろん、アメリカのこうした強固な弁護士を中心にした「訴訟運動」に対して、さまざまな批判がなされていることは、当然存在している。1970年代に「クラス・アクション」の提訴が急増し、これは確かに弁護士の高額な弁護士料を求めていて、実質的な社会的利益がほとんどない。1990年代に、消費者と製造物責任の全国的クラス・アクションが隆盛したが、これも弁護士が多額の早期和解金を取るための訴訟であると、批判されていることも確かであり、「弁護士のための訴訟」の側面が皆無でないことも同時に理解しておかなければならない。<sup>⑤</sup>

「弁護士」が常に「訴訟対象」を探し求めている<sup>⑥</sup>。その賠償金を「勝訴」して取れば、その一部が、弁護士や弁護士事務所の収入になる。そのため、いったん「訴訟」がなされると、そのための「損害賠償金」は「途方もなく高額」になる。「通常の経済取引」だとして反論しても、「人権」など「社会運動」と関連させ、裁判の「審理過程」で問題になれば、「敗訴」になる確率が高い。高額で途方もない賠償金の支払いが課せられる<sup>⑦</sup>。このような関係における「ステークホルダー・利害関係者」であることが、この時代に一般化しているのである。これまでの時代に英語で使われていた「利害関係集団あるいは利害関係者・interest group」

<sup>⑤</sup> これについては、メアリ・ケイン著石田裕敏訳『第4版 アメリカ民事訴訟手続』木鐸社、2003年刊、pp.213-214の論述に依拠した。

<sup>⑥</sup> ジェスロ・K.ハーバーマン著長谷川俊明訳『訴訟社会』保険毎日新聞社、1993年刊、この第7章の「訴訟社会についての反省」は興味深い。

<sup>⑦</sup> R.L.ブラッド・R.W.ハメスファ・L.S.ナゼント・D.W.アルパーツ著大隈一武訳『懲罰的賠償額』保険毎日新聞社、1995年刊

とは異なった用語である。この時代の「ステークホルダー・利害関係者」は、21世紀になり、社会で一般的に使われているが、その用語に含まれる「法的意味」「訴訟・提訴」を十分に理解することが大切であるだけでなく、「社会的責任」の議論は、常に「訴訟」「法的過程」と緊密に関連していることを見落してはならない。この側面は、日本の「社会的責任論」では、注意深く指摘されることなく、「ステークホルダー」という用語が、「利害関係者」一般として使われているので、注意すべきであろう。

「ステークホルダー」の前には「利益集団・インタレスト・グループ・interest group」という言葉が、20世紀に入り、「利害関係者集団」を表す言葉として多く用いられていた。利益集団とは、自らの態度関心・主張を基礎にして、相互作用して、社会や組織に働きかけ、自らの関心を実現する集団をさす。こうした集団が、世論を形成し、政治家・政党、その他の集団や組織に働きかけて、その主張を社会的に実現・保護する活動をしていた。「企業」に対しても、労働組合・消費者団体・環境保護団体・その他の団体などが、「研究・調査」「会議・シンポジウム」その他の会議や報告会などをそれぞれ実施し、「世論」にも訴え、さまざまな形で、「企業」にも働きかけ、企業の意味決定やその活動に強く影響を与えて、その主張を実現して行く。こうした集団を「利害関係者集団」と呼び、1970年まで、多く使われていた。1970年代を境にして、「インタレスト・グループ」に変わり、「ステークホルダー」という用語が、使われるようになった。「利害関係者集団」という日本語では、その社会的文脈も分かり難いこともあり、「ステークホルダー」という言葉が、そのまま「カタカナ」で用いられるようになった。

1960年代から70年代にかけてのアメリカにおける厳しい法的過程の中で、企業は、市場・経済活動の単位だけでなく、「社会の要求に」「対応・応答」することこそが、「企業の責任」だとする「責任」それ自体の概念も拡大され、「企業の社会的責任」よりは、「企業と社会」「企業の社会的対応・応答/Social Responsiveness of Business」というフレーム・枠組みへと変化した。

しかし、1970年代のアメリカのこの大きな変化は、「企業」それ自体に対する考え方をはじめ、「責任」に対する概念も大きく変化させたのであった。1970年代は「21世紀」への準備期間であった。1920年代以来主張された「企業は社会的制度である」とする考え方が、「実質的に社会的に認められた」ということが、重要である。企業が、市場や経済的成果だけでなく、「社会的役割」を遂行しなければならない重要な「社会的単位」であるという、「企業観」の根本的变化である。

ヨーロッパにおいても、企業は市場における経済活動を中心とする経済制度であることは確かであるが、アメリカのように経済が社会全体の中で独自に機能分化し発展して、その中で機能するという考え方と異なり、社会に包摂され、社会の諸制度との連携の中で機能すべ

きだとする考え方が強かった。このような背景の中で、1980年代にヨーロッパでは、企業の活動領域に対する大きな変化が起きたのであった。1970年代以降、ヨーロッパ各国では、財政赤字が急増した。イギリスでは、M. サッチャーの首相在任期間（1979-1990）に、「イギリス病」対策のため、「政府の規制緩和」をすすめ、伝統的に「公共サービス」と呼ばれる教育、医療保健、社会保障・社会福祉、住宅および地域開発、その他の地域社会サービスの諸領域、さらに「公益事業」と呼ばれている電気・ガス・上下水道・通信運輸・公共放送などの諸領域を「企業」に任せることにした。ヨーロッパ各国では、規制緩和してこれらの諸領域を「社会的企業・social enterprise」と呼ばれる企業に任せたのであった。

ただし、アメリカとは異なり、「社会的企業」というその名称から明らかなように、一般的な「企業」と異なり、利益配当や出資者の権利の制約、政府・自治体・住民などによるジョイント・ガバナンスの強固なシステムと手段の中での厳しい監視のもとで、「社会的企業」の活動を認めたのであった<sup>6)</sup>。企業の社会性が、強く求められ、社会性を厳しく監視されつつ経済活動が行われるようになったのである。

ヨーロッパの経験と考え方が、現代のISO26000の「社会的責任」の制定にその底流として影響を与えているのである。

「責任」についても、1970年代から1980年代にかけて、伝統的な「負荷・負担」を中心とする概念から「応答・対応」へと、大きな変化が上記のように生じたのであった。「責任」に対するこのような大きな変化が、21世紀にヨーロッパ社会で、再び「企業の社会的責任 Corporate Social Responsibility : CSR」という概念により、企業に対するいっそう広く、大きな「責任」が、企業に課されることになった。これに加えて、21世紀の初めにアメリカや日本などで起きた出来事がISO26000の承認へと加速したのであった。

#### 4 「社会的責任論」と司法過程・訴訟

ここで、社会的責任の議論と背景が、いかに法的システムの変化に依拠しているのかということ、を、再度、立ち入ってみたい。これにより、上述の言葉の意味が、より深く理解できるであろう。

アメリカでは、1960年代を通じて、法的システム、取り分け司法、裁判に関して大きな変化が見られたのであった。（以下の論述に関しては、上掲書、小林秀之『新版・アメリカ民

<sup>6)</sup> 「社会的企業・social enterprise ソーシャル・エンタプライズ」については、厚東偉介「新たな経営原理を求めて」日本経営学会編『新たな経営原理の探求』経営学論集81集、千倉書房、2011年刊、pp.5-17を参照されたい。ここでは、ムハマド・ユヌスに代表されるイスラムの社会・文化体系からのアプローチの「ソーシャル・ビジネス social business」と呼ばれる、日本語の「社会的企業」との差異についても述べている。

事訴訟法』弘文堂、2004年刊に依拠している（取り分け第8章参照）。

現代型訴訟は、アメリカでは、1960年代から国家が社会福祉に積極的に関与し始めたのであった。それと同時にベトナム戦争に対する広範な社会的運動と、人種差別に対する社会的なレベルでの撤廃に対する運動がその背景にあった。そして、社会的責任の定着化へ……「企業と社会」、訴訟の当事者適格とステークホルダー……という上記の箇所ですべて述べたように、1960年代以降、失業、貧困、都市開発、教育、福祉、大量輸送など、多くの社会問題の解決に、企業は、政府・自治体と共同作業が求められるようになった。環境汚染・廃棄物処理という企業活動に結びつく面だけでなく、多くの社会問題の解決に、企業の能力が求められるようになってきた。「失業・貧困・都市開発・教育・福祉・大量輸送」などの領域は、伝統的には、政府・自治体の「公共領域」に属する活動であった。

こうした社会からの要請があっても、企業は必ずしもそうした動きに対応しなかったのであった。そのため、さまざまな訴訟がなされた。その際、アメリカの裁判所をふくめた司法システムにおいて、大きな変化があったのである。そうした司法の変化を、「伝統型訴訟」と「現代型訴訟」としてアメリカの法学者たちが説明している（小林秀之、上掲書、p.309参照）。アメリカの法学者、フィス（Fiss）は、その時代までの伝統型訴訟モデルと現代型の訴訟モデルを対比させて、次のように描き出している。（1）伝統型訴訟モデルでは、原告は救済の利益享受者であり、被告は不法行為による救済とそのための手立てと費用を負担するものである。個人行為を判断したり罰したりすることがその目的である。現代型訴訟モデルは、「構造的改革」を目的として、憲法的価値への侵害の削減を目指しているとする。（2）伝統型モデルは、私的紛争の解決、あるいは個人の私的利益が目的になるが、現代型の「構造的改革訴訟モデル」では、公共的価値の実現、取り分け憲法上の規定、平等・自由・デュープロセス、言論の自由などに、具体的な意味を与えることが、その基本的な目的になっている。（3）伝統型では、訴訟は紛争を正常な状態に復帰させることが狙いであるが、現代型は憲法的な価値を反映する新しい状態を創り出すことがその目的である。（4）伝統型モデルは、司法は孤立しており、他の権力から独立している。現代型の「構造的改革訴訟モデル」では、幅広い範囲の利益の声を聴き応答するという対話と、その直接的利害関係者から独立しているという二つの要件が求められ、司法の権限と正当性の根拠は、この対話と独立性に依拠し、憲法に規定されている公共的価値に具体的な意味を与え適用をなす点にある。人々の合意は、全体としての政治システムに依拠していれば十分としている。

このように対比させて描き出された裁判・司法システムの機能に対する大きな変化が、1960年代以降、アメリカでは見られたのであった。1962年にはアメリカのケネディ大統領が、「消費者の利益保護に関する大統領特別教書」を議会に送り、消費者の安全の権利・知らされる権利・選択の権利・意見公表その聴取の権利という消費者の4つの権利を連邦政府が擁護する責務があると宣言した。これを「消費者の権利の章典」と呼ぶこともあるが、連

邦政府が消費者の権利を実現することを約束したのであった。次のジョンソン大統領の1964年には、「公民権法（黒人差別禁止の広範適用）」が成立した。1960年代の時代背景が司法・裁判にも強く影響したのであった（この点に関しては、後述の、中谷実『アメリカにおける司法積極主義と消極主義』法律文化社、1987年刊も参照せよ）。

フィス（Fiss）が「構造的改革訴訟モデル」と名付ける「現代型訴訟」では、裁判所の発する「インジャンクション」と呼ばれる救済の一種がある。（この説明と論述については、小林秀之、上掲書、pp.13-15、およびpp.318-332に依拠している）。アメリカの裁判でなされる「救済」の一種に「インジャンクション」がある。インジャンクションとは、日本の「差止請求」に類似するが（日本における差止救済に関しては川嶋四郎『差止救済過程の近未来展望』日本評論社、2006年刊を見よ）、日本の「差止請求」よりは、はるかに広範な救済手段だとされている。伝統的に「インジャンクション」により保護される権利は財産権であったが、現代では、公民権を理由とする「インジャンクション」が認められており、以前には認められなかった保護される権利が人的権利にまで広がり、むしろほとんどであるとさえ言われている（小林秀之、上掲書、p.321）。構造的インジャンクションは、社会的制度・組織の在り方自体の違法な状態を、憲法に規定される価値を具現化するように制度・組織を改革しようとするものだと、フィスは指摘している。現代型の訴訟では、個人間の紛争よりは、集団間の紛争という色彩が強く、その利益享受者は、社会的グループであって、被告も「個人」ではなく、「その職にあるもの」になっている。そのため、現代の「構造改革的訴訟」のインジャンクションは、将来起こり得る行為の差止を求める「予防的」なインジャンクションだけでなく、被告に過去の悪影響を訂正する「賠償的」インジャンクション、さらに社会制度の再編成を求める「構造的」インジャンクションの三種類あるが、後二者は、現代型訴訟で発達してきたと、フィスは説明している。

アメリカにおける司法の動向とその実態に関して、中谷実は、その著『アメリカにおける司法積極主義と消極主義』<sup>9)</sup>のなかで、憲法解釈は「司法哲学」に基礎をおいているとして、司法による政策形成を積極的に是認するか否かにより、判例が異なることを論証している。「司法積極主義」の時代においては、訴訟においては、企業の社会的責任の範囲は、企業活動は市場以外の領域にも影響を与えるので、拡大したことが明らかにされている。司法による政策形成を積極的に是認する方向がとられたのであった。ここでも、伝統的な「経営学」として区画され、法学・経済学・社会学・政治学などの諸領域と切り離され、「孤立した」経営学の範囲の内だけの「企業の社会的責任」の議論では、法的過程、訴訟の動きにまったく言及されることが無いので、その時代に、どうして「企業の社会的責任」の議論が進展したのかが分からない。しかし、社会全体までその視野を広げてみると、その理由が明らかに

<sup>9)</sup> 中谷実『アメリカにおける司法積極主義と消極主義』法律文化社、1987年刊。



なる。そのため、こうした法的過程の領域、訴訟にまで、視野を広げてみたのである。従来の経営学の議論の中では、企業は社会制度になったので、社会的責任を負わされたと説明されているだけである。経営学における社会的責任は、法学の領域と密接に連動しつつ展開されてきたことが明らかになる。

構造的改革訴訟モデルとしての性格を色濃く持つ現代型の訴訟であり、日本には類似の制度の無い「クラス・アクション・集合代表訴訟・集団訴訟」は、私人による法実現のための訴訟法的制度として、消費者訴訟や人種差別撤廃訴訟の現代型訴訟で用いられ、日本でも有名である。

クラス・アクションとは、一人または複数の人びとに次のことを許容する手段である（以下の説明は、前掲書、メアリ・ケイン著石田裕敏訳『アメリカ民事訴訟手続』木鐸社、2003年刊、pp.213-218に依拠している。またアメリカにおけるクラス・アクションと日本の比較に関しては、川嶋四郎『差止救済過程の近未来展望』日本評論社、2006年、pp.219-242「クラス・アクションにおける公正な和解内容の確保」を参照せよ）。クラス・アクションとは、自分自身、および同様の苦情を有する、あるいは同様の仕方で害されたと申し立てている他の個人を代表して、訴え、もしくは訴えられることである。集団を代表して訴訟の提起が認められるのは、次のような状況において、法的権利の主張を許容するためである。(1) 人数が多く、また一部の事例では、個々に伴う金額が少ないため、この方法によらなければ、法的権利の立証が事実上阻まれるような状況の場合がそれである。(2) この手段が、裁判所と当事者にとって、双方に共通の利益のあるケースを裁判するのに効率的で、経済的な場合がそれである。クラス・アクションは、アメリカにおいては長く存在しており、1938年に連邦で規定が整備されていた。しかし、クラス・アクションが広く使われたのは、連邦民事訴訟規則第23条の1966年の全面改正が定められてからである。

クラス訴訟の維持の要件として次の要件を上げることができる。<sup>(10)</sup> ①クラスの人数が多すぎて全員の併合が実際的でない場合 ②事実または法律の共通問題があること ③代表者の請求が典型的クラス構成員の請求であること ④代表者がクラスクラスの利益を公平かつ十分に代理することと上記23条(a)で定めている。

また上記要件を満たした上で、上記23条(b)に定める3つの訴訟類型のいずれかに該当しなければクラス訴訟は維持できないとしている。1 個別の訴訟のケースの数が多すぎ、①相手方に影響を与えるような矛盾した複数判決がでるリスクのある場合②既存の訴訟に参加しないクラス構成員の利益を損ねる可能性のある終局判決の出るリスクがある場合。2 訴訟の主要目的が差止請求・インジャンクションや宣言的救済（自らの法的地位が不確実なものが、被害の発生や相手方の提訴前に、自らの権利と法的関係の確認を求める救済判

<sup>(10)</sup> 以下の説明は、モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所著・伊藤迪子翻訳監修『第2版 アメリカの民事訴訟』有斐閣、2006年刊、pp.55-56に依拠している。

決をさす) であり、相手方の行為または行為拒否の根拠がクラス構成員に該当する場合である。3 最も典型的な類型であり、個人の構成だけに影響する問題より、クラスに共通する事実または法律の問題の方が訴訟の焦点であり、効率や公正の観点からクラス訴訟が他の方法より優れている場合であると定めている。その後、クラス・アクションに関する法律は1975年のニューヨーク州の法律と、1976年にノースダコタ州とアイオワ州で採用されている「クラス・アクションに関する統一法」である。(メアリ・ケイン、上掲書、p.218 参照)。すなわち、クラス・アクションとは、共通の利害関係を有する集団(クラス)の代表者が、クラスメンバー全員のために個別的な授權なしに訴訟を行うことができ、判決の効力はクラスメンバー全員に及ぶとする訴訟形態をさし、これにより集団的な紛争を一挙に抜本的に解決できることから、現代型の訴訟に適していると言われている(小林秀之、前掲書、p.329、pp.12-13 参照)。

上述のように、フィス(Fiss)が「構造的改革訴訟」と呼んでいる「現代型訴訟」の説明から明らかなように、司法・裁判で、(1)「構造的改革」を目的として、憲法的価値への侵害の削減を目指し、(2)伝統型モデルは、私的紛争の解決、あるいは個人の私的利益のための救済より、公共的価値の実現、取り分け憲法上の規定、平等・自由・デュープロセス、言論の自由などに、具体的な意味を与えることを、基本的な目的にした裁判になり(3)憲法的な価値を反映する新しい状態を創り出すことがその目的である。(4)現代型の「構造的改革訴訟モデル」では、幅広い範囲の利益の声をきき応答するという対話と、その直接的利害関係者から独立しているという二つの要件が求められ、司法の権限と正当性の根拠は、この対話と独立性に依拠し、憲法に規定されている公共的価値に具体的意味を与え適用をなす点にある。人々の合意は、全体としての政治システムに依拠していれば十分としている。こうして、「法律上で」「責任」は、個人行為を判断したり罰したりすること、あるいは「負荷・負担」を中心とする概念よりむしろ、幅広い範囲の利益の声を聴き応答・対応するという対話と、その直接的利害関係者からの独立性の維持ということに、大きく変化したのであった。

そのため、「企業の社会的責任」という名称から、1970年代には「企業と社会・Business and Society」あるいは「企業の社会的対応・Social Responsiveness of Business」などというタイトルの本が書かれ、出版された、その社会的背景には、このような法的システム、司法上の大きな変化が存在していたのであった。

こうした、裁判、司法制度の大きな変革の中で、後により一層立ち入ってみる「ステークホルダー」という概念が、経営学で多く用いられるようになったのである。「ステークホルダー」という概念には、1960年代以降の裁判・司法システムの変化が組み込まれ、用いられているのである。

## 5 21世紀におけるパラダイム・シフト

### 一エンロン・雪印ショックとSRI投資・企業観の大転換一

#### (1) 企業責任—経済責任から社会価値への大転換

20世紀の前半では、M. フリードマンのような市場主義的な経済学を信奉する人々は、企業の利潤追求への専念が市場を通じての資源の最適配分を可能にするので、「社会的責任」の概念それ自体やそのような行動は望ましいものではないとする考え方をもち、19世紀からの「企業は経済単位である」とする企業観に基づく人々もM. フリードマンの考え方に共鳴していたのであった。21世紀の現代においても、基本的な考え方を変えていない人びとや研究者は未だに多く、このような考え方を強く支持する人びとは多い。

しかし、20世紀後半になると企業の存在意義は第一義的には経済活動にあり、「企業の社会的責任」は、企業の経済的責任、すなわち一定の利益が確保されてはじめて実現可能になる。そのため「企業の社会的責任」を第二義的なものとして認めるようになった。さらにはもう一步前進し、企業の経済活動と企業の社会的責任とは両立するというところまで変化するようになった。こうして企業の社会的責任の概念は、20世紀後半には「経営学」の中だけでなく、社会的にもようやく定着するようになった。

企業活動は経済活動こそが、第一であり、「企業の社会的責任」に類する活動はむしろ第二義的であるとする「企業の社会的責任」の著名な研究者として、A. キャロル<sup>(11)</sup>をあげることができる。A. キャロルは、企業は経済活動＝社会に必要な財・サービスを効率的に適切な価格で提供し、一定の収益の確保が基礎にあり、これが充足されると「法的責任」が問題になり、次いで「倫理的責任」や「フィランソロフィー (philanthropy) ・「社会貢献活責任」などの「社会的責任」の領域が重視されるとの考え方を述べている。

A. キャロルに代表されるこのような考え方、そしてこの考え方をもう一步前進させた、企業利益と企業の社会的責任は両立するという考え方も、その考え方は「経済学的な企業観」すなわち「企業は経済活動単位」であり、一定の収益の確保があってはじめて企業は存続し、社会的責任も果たせるという基礎にしっかりと根付いている。この思考は、株主はもとより、多くの経営者、そして多くの従業員からもゆるぎない前提条件として受け容れられていた。

#### (2) 21世紀のアメリカにおける企業観のパラダイム・シフト

20世紀までの「経済学的企業観」のパラダイム・シフトを決定する事件が、21世紀のはじめにアメリカおよび日本で起きたのであった。

アメリカでは、経営者を中心とした不正会計による市場操作、これを見逃す会計事務所と

<sup>(11)</sup> Archie B. Carroll, *The Pyramid of Corporate Social Responsibility, Ed. by Cranel D. Mattern, 'Corporate Social Responsibility,' "SAGE Library in Business Organization Management," SAGE Publication, 2007, pp.29-42.*

公認会計士、さらには加担した弁護士や投資銀行やアナリストなどのファイナンスの専門家たち、こうした人々が巧みに連携して「収益を上げ続け」、インターネット時代の寵児とまで言われたエンロンの不正会計操作が内部の従業員の告発から発覚し、ついに2001年12月には倒産してしまった。その後、ワールドコム、グローバル・クロッシング、タイコなどの企業、さらにゼネラル・エレクトリック（GE）、ゼロックス社などの著名な企業までが不正な会計操作をしていたことが、次々と明るみに出されたのであった。

エンロン社の会計監査を担当し、エンロンの監査文書破棄をして逃れようとした、長い間世界的に有名な会計事務所、アーサー・アンダーセンは2002年8月末には89年間の歴史を持つ会計業界の名門が実質的に消滅してしまっただ。これらの一連の事件を受けて、アメリカ議会がサーベンス・オクスリー法（Sarbanes-Oxley Act of 2002、S-O法、あるいはSOX法とも略記される）、いわゆる「米企業改革法」を制定し、米国の公開大企業における統治構造の強化を図ったのであった。これらの一連の迅速な措置は、投資市場や会計監査さらには企業の内部統制システムの改革までもをもふくむ、全体としてのコーポレート・ガバナンス・企業統治の改革として述べられ、議論されている。いうまでもなく、エンロン事件はこの側面で大きな意味を持っていたことは確かであった。

しかし、企業統治や不正を起こさせなくさせるような企業の内部統制システム構築とその管理の問題を別にして、「企業の社会的責任」という観点からいっそう意味深いのは、エンロン社の倒産より、次の点であった。それは、90年近く存続し、世界的に有名な会計事務所のA.アンダーセンの閉鎖の持つ意味である。いかに世界的に著名で伝統と格式のある会計事務所という組織であっても、その存在が社会的正当性を失うと、その組織は社会的に存在が認められなくなるという点である。これこそがエンロン事件から導かれる企業の存在に対する21世紀の意義である。

この事件に関連し、会計監査の事務所が「コンサルティング」を同時に経営していた。「会計監査業務」と「コンサルティング業務」は、明らかに、法的には「利益相反」をふくむ活動である。その後、アーサー・アンダーセンは「閉鎖」されたが、コンサルティング部門は「アクセンチュア」として、現在も世界的な活動をしている。利益の増大だけでなく、「利益相反」という「法的概念」が、経営活動に強く影響することは、当然である。この意味においても、企業は、純然たる経済システムの単位ではない<sup>(12)</sup>。

<sup>(12)</sup> エンロン、アーサー・アンダーセンの事件と経緯については以下のものを参照。D.Q. ミルズ著林大幹訳『アメリカCEOの犯罪』シュプリングー・クラーク、2004年刊、S.E. スクワイヤ、C.J. スミス、L. マクドゥーガル、W.R. イーク著平野皓正訳『名門アーサーアンダーセン消滅の軌跡』シュプリングー・クラーク、2003年刊および次の論文参照。千代田郁夫「アーサー・アンダーセンの崩壊は何を教えているのか?」『早稲田商学』第434号2013年1月刊 pp.541-576

### (3) 21世紀の日本における企業観のパラダイム・シフト

日本では、大手の乳業会社の雪印乳業が、2000年7月に大阪工場から出荷した牛乳で食中毒事件が起こった。その事実に対する対応だけが問題ではなかった。他の工場でも期限切れで工場に回収された牛乳が再び新製品として使われていることが内部告発を通じて明らかになり、スーパーその他で一斉に撤去されてしまった。「雪印乳業」は1925年に創業し、乳業界では、日本のトップ・ブランド企業として有名であった。「あの信頼できる企業が！」と多くの人々が失望し、その内部調査や対応が不十分で問題視されていた時に、同じグループ企業の「雪印食品」でBSE（牛海綿状脳症・当時は狂牛病と呼ばれていた）問題で話題になっていた輸入牛肉を国産の箱に詰め替えた牛肉偽装事件が内部告発を契機に2002年1月に発覚した。「雪印乳業」「雪印食品」は、それぞれ別会社であったが、「雪印」という同じグループであったため、いわゆる「雪印問題」として一まとめにされて問題視されてしまい、雪印食品は2002年4月には解散され、消滅してしまった。「雪印乳業」の一部はチーズや練乳など、その他の製品を扱うため存続したが、雪印の牛乳やヨーグルト部門は雪印乳業から切り離され、全国農協直販（全農）・ジャパンミルクネット（全国酪農業協同組合連合・全酪連）と三社統合され、「日本ミルクコミュニティ」として新たな会社として出直さなければならなくなった。（その後、主にチーズや練乳を製造・販売する「雪印乳業」と「日本ミルクコミュニティ」は統合され、2009年に「雪印メグミルク株式会社」となり、「牛乳・ヨーグルト事業」を再び内包し、再スタートすることになったのである。）

「雪印」の「牛乳」と「食品」はそれぞれ別会社ではあったが、スーパーなどでは牛乳・ヨーグルト・チーズなどの乳製品や多くの冷凍食品などまでカバーされており、売れ行きもあり、スーパーでは雪印製品がなければ売り場の構成は難しいとまで言われた日本の大手の伝統ある名門企業であった。こうした企業がまさに瞬く間に消滅してしまったのであった。

エンロン社はITという新技術の出現に伴うバブルで急成長した会社なので消滅しても、「その程度の会社であった！」と言える。しかし、A.アンダーセン会計事務所は世界的レベルで、雪印は日本全国で、その業界では、共に伝統あるトップ・ブランドの組織であった。

エンロン・雪印の衝撃とは、いかに経済的に優れた成果をあげていても、その組織自体が社会的価値に反し、それが法的にも「違法」とされ、社会的な正当性を失えば、長い伝統と確立したブランドがあっても、一気に壊滅するということが、日米双方のトップ・ブランド組織の行動からもたらされた「経営学的意義」である。すなわち、企業は公平性・客観性・信頼性（エンロン・A.アンダーセンの取った行動は社会的な公平性や金融市場への信頼性を損なうものであった）や安全性・信頼性（雪印牛乳・食品の会社は、食品の安全性・信頼性という最も重視すべき社会的価値を損なう行動であった）などの基本的な社会的価値を損ない、その社会的正当性を失う時には、その組織は社会的に存続が許されなくなったという、「パラダイム・シフト」をここで、特に強調しておきたい。また隠そうとしても、エンロン・

雪印のように「内部告発」で社会的に明るみに出されるということは、20世紀にはそれ程多くはなかった。

エンロン・雪印の衝撃とは、企業は経済活動の単位である前に、社会的正当性を有するべきであるという、「企業観の大転換」を意味していたのであった。企業の経済的成果以前に、企業の外部・内部から、社会的に監視され、それが法的に裏打ちされる社会的正当性こそが、企業存続の第一次的・基礎的条件であることを、エンロン、A. アンダーセン・雪印のケースから読み取るべきである。A. アンダーセン会計事務所も雪印も20世紀中葉であれば、大きな打撃になったが、恐らく解散消滅までには至らなかったであろう。両者の事件はまさに21世紀のはじめに起きたのであった。だからこそ、業界トップ・ブランドの両者が消滅してしまったのである。

A. キャロルのような企業観、すなわち経済的責任という基礎が果たされてはじめて、二次的・三次的に社会価値の実現が可能になるとの企業観、これを一步前進させ経済的成果と社会的責任あるいは企業の社会性は両立するという経済学的企業観から、「公正・公平性・安全性安心・信頼性」などの社会的価値が充足され、社会的正当性を持ち得て、はじめて経済的価値の追求・実現が社会的に許され、可能になるという、組織存立・存続の基礎構造の大転換を意味していることを、この両者のケースからその決定的な意義を読み取るべきである。この両者のケースは20世紀に多く見られた一連の「企業不祥事」の中の大きな一つとして、決して理解してはならない。

#### (4) 企業の社会的責任の定着化と社会的責任投資

企業行動に社会的責任を求める (Corporate Social Responsibility=CSR= 企業の社会的責任) という、もう一つの動きが、ヨーロッパで21世紀に強まった SRI (=Socially Responsible Investment= 社会的責任投資) の動きである。社会的責任投資 =SRI は、1920年代アメリカにおいて、キリスト教の教義の理由から、武器やギャンブルその他、酒やタバコなどを扱うような特定の企業の株式の購入をしないという目的にその起源を持つといわれている。

市場や経済活動は、社会から独立した存在と考えるアメリカ型の資本主義でなく、市場や経済は社会の中にはめ込まれており、企業は社会により監視されるべきだと考えるヨーロッパにおいては、20世紀後半から始まり、21世紀になり「社会的責任投資 =SRI」の大きな動きが、NGOの運動を背景にして、企業行動の環境問題や人権問題へのコントロールの一環として取られるようになった。

ヨーロッパではイギリスのブレア政権の時に年金改革の一環として評価したこともあり、2000年以降機関投資家がこのような方向で投資し始めたのであった。例えばイギリスの大手石油会社のBP社の2002年春の株主総会で、環境配慮の実態を総会で開示するという議案が提出されている。国際NGO「熱帯林行動ネットワーク」は温暖化防止のため、石炭発電

への投資を中止するよう、世界の大手の金融会社に圧力をかけるキャンペーンを展開した。そして2004年に米国の大手金融のシティグループに融資の環境方針を作成させた。

ヨーロッパでは環境問題や人権問題への意識が高く、企業の環境対策や人権問題への配慮が投資家に注目されている。2001年秋には欧州系の投資会社と年金基金は連名で、ミャンマーで活動する投資先の企業に「軍事独裁や人権の配慮の一切ないような国で事業活動をすれば、会社のブランド価値を損ねる」との声明を出し、事業活動の再検討を要求している。

英国政府は、2000年から年金基金の投資に対して、環境や人権などをどの程度重視するのか公表を求め、SRIの広がりとして定着を進めている。ドイツやフランスでもこのような趣旨の法律を検討し、欧州委員会もこの方向へ動き始めた。

欧州のSRIの動きは、米国企業にも強い影響を与えている。米国企業の大企業の発行済み株式数の20～30%は欧州系の機関投資家が所有しているため、これらの問題に配慮する企業行動を取るようになってきている。例えばフォード自動車会社は、環境破壊をもたらす物質の排出抑制措置を講ずると約束した。その一環として、ミシガン州のヘンリー・フォードが1920年代に建設した完全なベルトコンベヤシステムで有名なリバー・ルージュ工場は、排水や排煙対策のため20億ドルの環境投資をして、環境対策を実施している。また人権問題では、ナイキのエア・シューズが途上国で、児童労働により、生産されているということがNGOなどの活動から明らかにされ、大規模な不買運動が起き、このような問題に十分配慮しなければ、社会的に存続不可能であることも明らかになったことも記憶に新しい。こうして企業の社会的責任が企業行動に課されることになる。こうした方向に企業行動を誘導するSRIファンドや環境問題を強く意識するエコファンドの規模が膨らんでいる。米国は2007年に250兆円、欧州155兆円に上り保険会社や年金基金などの機関投資家の資金が集まっている。日本は1兆円と欧米に比べ、規模が小さいが、確実にこの方向に動くであろう。

エンロン・雪印ショックとヨーロッパのSRIの大きな動きは、企業の社会的責任(CSR)を企業に課し、企業が経済活動の前に、社会的配慮をすべきことが、企業それ自体の社会的存在意義、企業存在の基礎的条件であるということを明らかにさせたのであった。ここに21世紀の企業行動の基本的な方向をしっかりと読み取ることができる。

## Ⅳ 「ステークホルダー」概念の淵源と経営学

### 1 「ステークホルダー」概念の淵源と経営学

社会的責任論の経緯の中で、ごく簡単に触れておいた「ステークホルダー」概念を、ここでもう一度、立ち入ってみよう。

「ステークホルダー」のごく簡単な説明としては、次のように述べることができよう。アメリカの裁判で要請される「訴訟当事者の利害関係」を「stake・ステーキ」というのであ

る。この「ステーク」を、「訴訟の当事者として適格性のある」「人・集団・団体あるいは法人」が保持している場合に「ステークホルダー Stakeholder」というのである。

上記のような語句の説明では、きわめて分かり難い。アメリカの法律の専門家の説明にしたがってみよう。モリソン・フォースター外国法律事務所弁護士事務所著 / 伊藤迪子監修訳『第2版アメリカの民事訴訟法』（有斐閣、2006年刊）の中で「司法判断適合性 Justiciability」（pp.23-26 収載）を取り上げ、訴訟すべき課題が司法制度の枠内で解決すべきと判断されなければならないとしている。アメリカの連邦裁判制度では、訴えを受理し、司法制度の枠内で取り上げるか否かが、判断される。これを「司法判断適合性」という。「司法判断適合性」無し、と判断されると、訴訟それ自体が成立しないのである。連邦裁判所で受理される訴訟は、次のような要件を満たしていなければならないとしている。

訴訟の当事者・原告が、実際の権利侵害、または「事実上の侵害・injury in fact」を受けていなければならないとしている。訴訟を起こす場合、その争いが「具体的事件性・case」「訴訟性・controversy」「利害対立・adverse」があり、「機が熟しており・ripeness」「訴訟性が失われておらず・not moot」、[政治的でなく・not political]、かつ「原告適格・standing のある原告による提訴」の場合にのみ、連邦裁判所が審理できるという一般原則がある。ただし、この事件性・または訴訟性の要件は、連邦裁判所の判断が、訴訟当事者以外にもあてはめられる可能性が大きいので、当事者以外の利益に配慮するために適切であると指摘している。

裁判に訴える場合、「具体的利害対立の存在」すなわち、特定の損害から生じる実際、かつ明確な争いがあり、当事者間に利害対立が存在していなければならない。

「事実上の損害」を受けているという条件には、次のような要件を満たしていなければならない。<sup>(13)</sup> 第1に「法的保護に対する侵害の存在」。ただし、その利益は裁判所が認識しうる利益でなければならない。第2にその侵害が具体的かつ特定の (concrete and particularized) でなければならない。第3にその侵害が現実的または切迫したものでなければならず、推測的または仮定的であってはならないとしている。明白な因果関係が存在していなければならないという要件である。この要件について、1992年に、アメリカの野生生物保護団体 (Defenders of Wildlife) が、希少生物保護法 (Endangered Species Act of 1973) が、合衆国内にしか適用がないのは問題として、「ナイル川のワニ」に対しても適用すべきと求めた訴訟で、その団体の会員が近い将来再訪した時に「ワニが絶滅している可能性」があると主張したが、判例は「憶測に基づく仮定的損害」は「スタンディング = 訴えの利益、あるいは当事者適格・原告適格」を基礎づけずして却下されている。<sup>(14)</sup>

「成熟性のあること」これは、損害が発生したか、あるいは発生の危機が差し迫っていないなければならない。また訴訟される契約中に、仲裁条項がありながら、当事者間で仲裁に付託

<sup>(13)</sup> 以下は、山本浩美、『アメリカ環境訴訟法』弘文堂、2002年刊、pp.78-81による。

<sup>(14)</sup> この要件のケースについては、樋口範雄『アメリカ憲法』弘文堂2011年刊、p.144によっている。



せずに、直ちに提訴すれば、それは「成熟性」がないとみなされ、訴訟は却下される。

「訴訟性のあること」この意味は、訴訟係属中に、係争事項が消滅した場合（例えば学生が卒業した場合や規定の廃止や変更などで）などは、「訴訟性の欠如・mootness」として、訴訟それ自体は却下される。また違法解雇の訴訟で、職場復帰とその損害賠償を求める場合、訴訟途中で職場復帰が果たされても、損害賠償が残っていれば、その訴訟はムート・訴訟性は欠如していない（成熟性・訴訟性の欠如については、樋口範雄、前掲書、pp.157-164に拠った）。

アメリカの法律研究者たちの間で、「訴えの利益」あるいは「当事者適格・原告適格・standing スタンディング」とは、一般的な侵害と対比される、直接あるいは現実の侵害を被っていることと、その要件を説明している（メアリ・K. ケイン著石田裕敏訳『アメリカ民事訴訟手続 第4版』木鐸社、2003年刊、p.231）。このような説明だけでは、いかなる意味において「一般的な侵害と対比」できるのかが不明なので、樋口範雄著『アメリカ憲法』（弘文堂、2011年刊、なお文中で樋口と論及したところは、すべてpp.137-169による）でなされている説明に従って、再度確認してみよう。樋口範雄『アメリカ憲法』で、現在では次のような要件を満たしていることが必要だとしている。①原告が事実として損害を受けていること（injury in fact）②被告の行為との因果関係のあること（causation）③裁判によって適切な救済措置が図られること（redressability）。救済可能性の要件とは、たとえば、事実上の損害があり、因果関係の要件を満たしていても、裁判所が判決を下した場合、その判決で原告の受けている損害を是正・改善が可能でなければ、裁判所は司法権を行使できないことになる。救済可能性の要件が充足されないケースについては、スタンディング standing・当事者適格・原告適格は認められない。原告が求めている救済方法により、その損害を除去することが証明できることが必要だからである（山本浩美、前掲書、p.79参照）。

「ステークホルダー・stakeholder」という概念は、次のように説明することができよう。上述のように、「事実上の損害」「因果関係の存在」「成熟性のあること」「訴訟性の存在」「救済可能性の要件」などのいくつかの要件が充足されると、確かにこれ自体で「訴えの利益」が存在していることになり、提訴できる。しかし、それだけでは、「ステークホルダー」にはならない。このような提訴可能な「訴えの利益の存在」は、「ステーク stake・利害関係」と呼ばれる。これに、「当事者適格、あるいは原告適格・スタンディング」と呼ばれる要件が、あわせ充足されなければならない。すなわち、「訴訟」それ自体が、「当事者適格・原告適格・standing」のある当事者により、提起されていなければならないという要件をさす。

すなわち、実際の権利侵害、または「事実上の侵害・injury in fact」を受けていなければならないという要件と併せて上記のその他の諸要件（「因果関係の存在」「成熟性のあること」「訴訟性の存在」「救済可能性の要件」）を満たす「訴えの利益」すなわち「利害関係・ステーク stake」それ自体の存在を、「当事者適格・原告適格・スタンディング standing」を保持

する個人あるいは集団・団体あるいは法人が有している場合に限り、「ステークホルダー Stakeholder」ということができるのである。この意味における「利害関係者」を「ステークホルダー」と呼ぶことができるのである。したがって、たんなる利害関係を持つ人、集団、団体、あるいは法人を「ステークホルダー」とは呼ばないのである。

相手に対して、訴訟を提起し、その訴訟それ自体を、裁判所が受理・審理可能な利害関係・ステークをもつ当事者適格・原告適格・スタンディングのある人・集団・団体あるいは法人を「ステークホルダー」というのである。したがって、「ステークホルダー」は、常に「訴訟提起可能でかつ受理・審査可能な者・集団・団体、あるいは法人」である。そのため、「単なる利害関係者」ではないので、「ステークホルダー」を相手にする企業や組織は、常時、提訴に備えた準備、すなわち、「対抗要件」を、組織内部に整えておくことの必要性を意味しているのである。アメリカのビジネス・スクールで「企業倫理」として「コンプライアンス」が要請されるのも、当該企業が被告として提訴された場合の対抗要件としての性格をもっている。その限りでの企業倫理・コンプライアンスなのである。アメリカにおける「企業倫理」とは、このような意味と性格を同時に併せ持っているのである。哲学上における「倫理」というよりは、むしろ「訴訟」対策の性格を強く有しているのである。

日本企業が、グローバル化のもとで、海外進出し、ある一定のプレゼンスを得ると、ISO26000で規定されているようなNPOやNGOなどをふくむ各種の「ステークホルダー」から「日本以外」で「訴訟を受ける」可能性がきわめて高い。現在、「社会的責任」という議論や著書・論文などでは、一般的な意味における「利害関係者・インタレスト・グループ」に近い概念として理解し、用いているため、「ステークホルダー」概念と連動する「訴訟」と「そのための対抗要件」の重要性、あるいは「そのための組織的諸制度の整備・組織的手続きや訴訟に耐える資料の作成・保持・保存」などの「法的措置」に対する指摘や議論はもとより、警鐘さえまったくなされていない。

経営学において、法的側面、あるいは企業や組織が法的システムとしてそれ自体内包した活動体であることを、強く意識させるべき時にきている。組織が「経済システム」であると同時に、「法的システム」でもあるということは、この意味である。経営学が、その理論形成の要請から、経済的次元へと、その注意と関心を傾斜させているが、これ以外の次元に対しても、注意と関心を向けるべき時にきている。

ただし、日本の企業がアメリカで、裁判上圧倒的に「負け越している」と言うことではない。むしろ善戦していると言えるようである。丸田隆『アメリカ民事陪審制度』（弘文堂、1997年）で、アメリカの陪審で日本企業は常敗していると思われがちであるが、全体としてみると、日本企業は、民事陪審事件全体で、63.7%、アメリカ企業は、50.1%の勝訴率であったとの実態調査報告を明らかにしている。日本企業に対する製造物責任訴訟では、日本企業の67.5%の勝訴率に対し、アメリカ企業は40.0%であった。また日本企業への評決額で最高

金額、1億2500万ドル、最低は2000ドル。これに対しアメリカ企業の最高額は、4億2567万6300ドルであったとしている。(丸田隆、上掲書、p.87参照)。日本企業は、アメリカでは、「訴訟が直ちになされる」ので、アメリカに進出してから、常に弁護士その他からのアドバイスを受けて、準備しているからであろう。この点で、日本のビジネスパーソンは、ビジネスが「法的システム」をも内包していることを比較的 Understanding して、実践していることになるだろう。

新興国への進出については、現地の法的システムの整備がそれほど進んでいないので、日本企業は、この側面に対する配慮がいつそう必要であろう。現地での「慣行」を理解して、それなりに取り組むことは必要であろうが、いつ、どこで訴訟が提起されたり、あるいは政治的スキャンダルに巻き込まれたりする可能性も高いので、この面での十分な配慮が不可欠であろう。この点で、新興国への進出は、極めて困難な配慮と行動になるであろう。

「ステークホルダー」概念の淵源を理解すると、このようなインプリケーションが導かれるのである。

「社会的責任」と「当事者適格・原告適格 standing」との関連は、「社会的責任論」の中で、環境問題との関連から、導かれる。アメリカの環境訴訟については、山本浩美『アメリカ環境訴訟法』(弘文堂、2000年刊 以下の論述は、本書によっている)は、次のようにのべている。アメリカの環境訴訟の裁判で、「原告適格・standing」に焦点があてられた有名な裁判は、1972年のシエラ・ネヴァダ山脈のミネラル・キング溪谷にウォルト・ディズニー社が、大規模なスキー・リゾート開発計画を立て、連邦政府機関に開発許可が認められた。これに対して環境保護団体のシエラ・クラブは、その開発許可がいくつかの法令に違反するとして、行政手続法に基づき内務長官を相手に、ウォルト・ディズニー社の開発許可の差し止めを求めて、アメリカの環境保護団体として有名なシエラ・クラブが起こした訴訟である。

伝統的には、このような訴訟は、経済的、あるいは個人的な、具体的損害はないとして、原告適格なしと判断され、却下されていたのであった。しかし、この時代になり、連邦最高裁は、「事実上の損害」は、伝統的な意味における経済的・個人的損害である必要はなく、景観上またはリクレーション上の利益に対する侵害でも足りるとして、この要件を緩和して、訴訟を受理したのであった(山本浩美、前期書 p.81) その限りでは、「原告適格・standing」が認められたのであった。しかし、その訴訟で、原告のシエラ・クラブは、そのメンバーが、その環境を利用していることを主張せずに、環境問題に対する関心と専門知識に基づき、公共の代表として、原告適格・standing が認められるに十分であるとしてその「事実上の損害」を根拠づけようとしたが、その問題を評価する際、その団体が適任であるとしても、その問題に対する関心だけでは、行政手続法の関連から、その団体の利益が事実上侵害を受けたと判断するには十分でない(山本浩美、前掲書、p.140)として、原告適格・standing なしとして却下された(樋口範雄、前掲書、p.143)。

シエラ・クラブは、環境に対する「利害関係者・インタレスト・グループ」という、社会的責任論などで用いられてきた伝統的な概念で、裁判上でも、「利害関係者」として認められるという判断で、訴訟に臨んでいたのであった。単なる「利害関係」または「強い関心、あるいは長年の活動実態の存在」だけの理由では、原告適格があると判断できない。

その後の環境訴訟では、「事実上の損害」については、景観上またはリクレーション上の利益に対する損害でも、シエラ・クラブ対モルトン訴訟判決を先例として、「原告適格」は、足りると認められている。シエラ・クラブは、その後、環境保護団体のメンバーが当該地域の散策を楽しんでいて、この開発でこのような行動が阻害されるというように訴状を改め、やっと原告適格が認められたのであった（樋口範雄、前掲書、p.144）。

自然環境保護団体や生物保護団体は、社会的責任論などでは、企業活動に伴う開発に対して、「関心を持って」、企業に対する「インタレスト・グループ・利害者集団」であることは確かである。「インタレスト・グループ」は「ステークホルダー」には必ずしもならないということもある。自然保護・環境保護団体、現代では、「生物多様性」を保護し、監視する団体がこのようなグループになっている。これらのグループ、NPO、NGOを、現代ではその活動をグローバル化させている多国籍企業にとっては、「ステークホルダー」として、みずからの企業活動を常時監視していることを理解している。生物多様性の維持・促進が、地球環境の中での「持続可能性」取り分け、「人類それ自体の持続可能性」に直接結びついていることを、「エコシステム」として我々は十分に理解している。こうした自然環境保護団体・NPO、NGOが、訴状当事者欄に「自然物」の名を記載して、提訴した場合、いかに「事実として損害を受けていること」が明白で、被告の行為との因果関係があったとしても、裁判所が、その自然物の当事者適格・原告適格・standingを認める場合もあれば、当事者適格・原告適格なしとして、訴訟を却下する場合もある。却下されれば、不買運動やキャンペーンに訴え、社会運動を起こし、圧力集団として、阻止しようとする。「ステークホルダー」から「インタレスト・グループ」へと、その軸足を移すのである。

スタンディング・当事者適格を認めた判決として、いくつか重要な判決を見てみよう。

1988年に「パリーラ（キムネハシブト）」という名称のハワイ州の「種の保存法に基づく絶滅危惧種」である「鳥」の名前が、訴状当事者欄に記載された訴訟である。パリーラ（ハワイ州の絶滅危惧種のキムネハシブト）という鳥と、シエラ・クラブなどの多数の環境保護団体と共に、共同原告になった訴訟である。訴状によれば、パリーラの生息する林の樹木を羊が食べつくしてしまい、「保存法の禁止している侵害」に該当していると訴えている。ハワイ州は1962年から1966年まで、スポーツ・ハンティングのために、羊を導入したことが、その原因である。そのためハワイ州がパリーラの生息地からすべての羊を除去すべきことを求めたのであった。この判決で、裁判所はパリーラの当事者適格・原告適格・スタンディングを認めたと判断されている（山本浩美、前掲書、p.142）。

マーブルド・マレット（マダラウミスズメ）裁判がある。この訴訟は、1995年マーブルド・マレット（マダラウミスズメ）と環境保護団体の名を訴状当事者欄に記載して、森林伐採会社に対して、種の保存法の市民訴訟規定に基づき訴訟提起され、「マーブルド・マレット（マダラウミスズメ）」の「当事者適格・スタンディング」が認められ受理された。この訴訟では、南アラスカからカリフォルニア沿岸で、マーブルド・マレットが営巣している地域の森林伐採計画の差し止めを求めた裁判であった。連邦地方裁判所は、マーブルド・マレットが種の保存法の絶滅危惧種に指定されており、種の保存法により保護された種として、「それ自身の権利として」訴訟提起する「マーブルド・マレット」に「当事者適格・スタンディング」ありと判断し、伐採差し止め請求を認めたのであった。（山本浩美、前掲書、p.142）。

マーブルド・マレット（マダラウミスズメ）の判決は、その後フロリダ中部地区連邦裁判所で提起された「アカウミガメ」が、マーブルド・マレット裁判で種の保存法で保護された動物は、「自己自身の権利として」訴えを提起する「スタンディング」を有しているとして、アカウミガメ等の「スタンディング」を認めたのであった（1995年、1998年判決、山本浩美、前掲書、pp.142-143）。

自然物、動物の権利訴訟においてその「スタンディング・原告適格」の存在を否定した判決として、ハワイガラス判決を上げることができる。1991年にハワイ連邦地方裁判所は、絶滅危惧種に指定されたハワイガラスは、種の保存計画に異議申し立ての訴えを提起する「スタンディング」を有しないと判断した。この判決の当事者名には、ハワイガラスやハワイ・オーデュボン協会等が上げられ、被告には、内務長官・合衆国魚類野生生物局や、ハワイ諸島に固有で、ハワイ島南コナ地域にある「マッキャンドレス牧場」の所有者とその賃借人たる合名会社が上げられていた。この訴訟は、アメリカで認められている「市民訴訟・citizen suit」に基づき差し止め判決を求めたものであった。（山本浩美、前掲書、p.144）。

アメリカの「市民訴訟・citizen suit」とは、環境規制・自然保護などで、「私人」の力を借りて、行政機関が動く前に、「私人」が起こす訴訟である。これにより、行政機関が被告となり、一定の行動を義務付けるように求める訴訟である。（樋口範雄、前掲書、pp.152-153）。この判決で、ハワイガラスは種の保存法で定められた「人・Person」でもなければ、「連邦民訴規則 17 条 (c) に規定されている未成年や心神喪失者でもないことは明らかであるとして、ハワイガラスが原告名となっている訴えを「スタンディング」なしとして、却下したのであった。

日本でも、このようなアメリカの判例を参考にして、自然の権利訴訟がなされたのであった。川崎市生田緑地における岡本太郎美術館建設公費違法支出差し止め請求の訴訟で、生田緑地の自然を守る会、ホンダギツネやギンヤンマなどが訴状当事者欄に記載して横浜地裁に訴えた。横浜地裁は、これらの動植物は「住民」でなく、当事者能力を欠く不適法であるので、

口頭弁論なしに、却下した。茨城県でも、県内のオオヒシクイ（冬季に飛来し茨城県内に生息する大型の雁）の個体群を原告にして訴訟を起こしたが、当事者能力欠如により、却下された。水戸地方裁判所は、裁判の当事者能力は人間社会を前提にした概念であり、自然物の保護は重要であっても、人がその状況を認識し代弁して訴訟可能であり、自然保護の倫理の意義を認めても、自然物に法的権利があるとは認められないとしているのである。

アメリカのスタンディング・standing は、日本では、原告適格・当事者適格と訳出されているが、アメリカのこの概念は、日本における「民事訴訟法」や「行政訴訟法」上の「原告適格」とは異なる側面を有していると理解すべきだと、結論付けている（山本浩美、前掲書、p.149 および pp.151-159）。

環境保護団体は、そのメンバーの利益代表者として、訴訟を提起することがあるが、訴訟提起する場合には、団体のスタンディングの要件を満たす必要があると指摘されている（山本浩美、前掲書、p.90 による）。第1にその団体のメンバーの一人が、スタンディングの要件を満たしている必要がある。環境訴訟の場合、それを証明するために、環境団体のメンバーに事実上の損害が生じていることを、宣誓供述書の提出などによって証明する必要がある。第2に、保護すべきと提訴している利益が、団体の設立目的と適合していること。第3に団体の求めている救済方法が、その訴訟に団体メンバーを参加させるべき必要性のないこと。これらの3つの要件が充足されていなければならないのである。

## 2 「インタレスト・グループ」概念の淵源と経営学

「ステークホルダー」概念の淵源については、上記の説明で、より一層明らかになったであろう。そうすると、当然「ステークホルダー」に変わられるまで経営学で一般的に用いられてきた「インタレスト・グループ」という概念は、一体どのようなところに由来するのだろうか、という疑問が生じてくるであろう。ここでは、最後に「インタレスト・グループ」概念の淵源について述べておきたい。「インタレスト・グループ」は日本語では、「ステークホルダー」と同じように、「利益集団」あるいは「利害関係者」と呼ばれたりすることがある。中には、「インタレスト・グループ」を「利益集団」として使い、「ステークホルダー」を「利害関係者」として使い分けているものもないわけではない。いずれにしても極めて紛らわしい。むしろ、カタカナの方が、それぞれの概念の淵源が明確になり、はるかに良いかもしれない。

「インタレスト・グループ」という概念は、おもに政治学で統治過程の研究で使われた概念である。「インタレスト・グループ（利益集団）」という用語は、すでに1908年にアメリカの政治学者のアーサー・フィッシャー・ベントリー（Arthur Fisher Bentley）の“Process

of Government”<sup>(15)</sup> で用いられていた。A.F. ベントリーはその著『統治過程論』の中で、広い意味において、統治は、機関における一組の利益集団の調整の過程であると述べている。(上掲書、p.325)。利益集団は、政府をつくりだし、それを通じて活動する。活動としての政府は、諸集団の「ために」働く(上掲書、p.337)。いかなる利益集団も、他の利益集団との関連を除くならば意味をもたないのである。そうした利益集団は、統治過程における圧力である。それらは、統治過程に含まれるとしている(上掲書、p.338)。そしてさらに、法は集団利益の形式化、体系化と説明している(上掲書、p.339)。統治過程を、利益集団の全体的統合過程として、動態的に研究するための端緒を拓いたのであった。

デイビッド・B. トルーマン David B. Truman<sup>(16)</sup> は、その著 “The Governmental Process; Political Interests and Public Opinion” の中で、人々が共通の利益によって集団が形成されるが、これらの利益集団は政治過程の中で、他の集団とそのメンバーが相互に重複し、また自らの集団の利益を実現するため圧力をかけあうために、相互牽制され、一種の政治的均衡が図られるとしたのであった。このように、利益集団論は、20世紀のはじめに提起され、1950年代に特にアメリカを中心にして広がった概念と理論である。

一般に「利益集団・interest group」とは、「共通の利益」をもつ人々の集まりと考えられる。「利益団体・organized interest または associational interest group」は、共通の利益の実現のために組織化され、恒常的な活動をする利益集団をさす。典型的には鉄鋼業などの「同業者団体」、さらに、「日本医師会」などの専門職の人たちの団体も含まれる。現代では、経済的利害を代表する団体を「市場団体」と名づけ、環境保護、人権擁護、開発援助などのようなNPO、NGOなどの政府の政策に影響を受け、また特定の政策実現に利害関心を持つ団体を「政策受益団体・policy-taker」と呼び、研究が進められ、蓄積されている。<sup>(17)</sup>

利益団体が自分たちの利益や理念を公共政策に組み込み、議員・政党や行政に影響力を行使する場合、これを「圧力集団・圧力団体」と呼び、使い分けている。この「利益」には、経済的利益だけでなく、関係者、利害、環境問題などの主義・主張、権利や勢力までのさまざまな側面が含まれる。<sup>(18)</sup>

20世紀のはじめにアメリカで利益集団論が提起されたのは、アメリカ社会では、利益集団のその多様性と多数性だけでなく、まさに「見えざる政府」とも呼ばれたように議員や政党に対して、自らの利益を政治的に実現するために「専門的なロビー活動」を行い、これらの集団はヨーロッパの団体と比べ、「無党派的」「両党派」的性格が強いという点で、特異性

<sup>(15)</sup> Arthur Fisher Bentley, “Process of Government” A. ベントリー / 喜多靖郎・上林良一訳『統治過程論』法律文化社、1994年刊。

<sup>(16)</sup> David B. Truman, “The Governmental Process; Political Interests and Public Opinion”, Alfred A. Knopf, 1951

<sup>(17)</sup> 伊藤利・田中愛児他著『政治過程論』有斐閣、2000年、p.169

<sup>(18)</sup> 辻中豊『利益集団』東京大学出版会、1988年、p.3。

をもっていると指摘されてきた。アメリカでこれほどまでに利益集団が発展したのは、地理的な広大性、人種・宗教的多様性、経済的利益の多岐性・機能分化の進展であり、「政府機能の拡大」「アメリカの人びとの集団形成と参加性向」などにも、その要因があると指摘されている。<sup>(19)</sup>

アメリカの政治学における利益集団の研究の進展により、アメリカの政治のダイナミズムが具体的に解明され、大きな成果を上げたのであった。アメリカの政治学が、ヨーロッパから自立して展開された契機をもたらしたとさえ、評価されている。アメリカ政府や議会に対して、議員や政党を通じて、利害関係者集団が、影響力を行使して、立法や行政に対して、自らの主張を実現して行くのである。政府や議会は、こうした利益集団からの利害関係を調整しつつ、政策を決定し、実現しているという、政治過程の現実が明らかにされたのであった。

アメリカ政治学の「統治過程・政治過程」の研究成果をベースにして、大企業の経営者に寄せられる外部からのさまざまな影響力を調整しつつ、企業的意思決定を行い、実行するという現実が、その後、経営学でも描き出されたのであった。

アメリカの経営学では、R.A. ゴードン (Robert Aaron Gordon) は1945年に、大企業における専門経営者は『ビジネス・リーダーシップ』(Business Leadership in the Large Corporation)<sup>(20)</sup> という著書で、経営者は組織の頂点で、外部利害関係者・利益集団の諸利害を「ピーク・コーディネーター・最高利害調整者」として最終調整を行いつつ、大企業のさまざまな政策を決定し、遂行していると、実態調査を通じて明らかにしたのであった。このような議論の背景には、A.A. バーリ、G.C. ミーンズの『近代株式会社と私有財産』(1932)<sup>(21)</sup> 以来の大企業の実態調査を通じての「専門経営者」の成立を促した「経営学における制度論」が存在していたのであった。

バーリ・ミーンズの「所有者から離れた経営者の成立・専門経営者の出現」、J. バーナム (James Burnham) の『経営者革命・The Managerial Revolution,1941』(武山泰雄訳、日本経済、1965年)<sup>(22)</sup>、そしてR.A. ゴードンらの「大企業のビジネス・リーダーシップ」の研究により、企業は、アダム・スミス以来の伝統的な「単一目的論」の「企業のモデル」から脱却

<sup>(19)</sup> 内田満『アメリカ圧力団体の研究』三一書房、1980年、pp.9-12、pp.36-39。内田満『現代アメリカ圧力団体』三嶺書房、1988年。同時に次のものを参照せよ。Th.J. ロウイ著村松岐夫監訳『自由主義の終焉』木鐸社、1981年、N.J. スメルサー著 会田彰／木原泰訳『集合行動の理論』誠信書房、1973年。

<sup>(20)</sup> R.A. ゴードン Robert Aaron Gordon, *Business Leadership in the Large Corporation*,1945、平井泰太郎・森昭夫訳『ビジネス・リーダーシップ』東洋経済、1954年。

<sup>(21)</sup> A.A. Berle、G.C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, 1932、北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂。

<sup>(22)</sup> James Burnham, *The Managerial Revolution*,1941、J. バーナム、『経営者革命』武山泰雄訳、日本経済新聞社刊、1965年。



し、アメリカの大企業は組織全体として、アメリカの政府や議会にも似たような機能と行動をしていると議論されたのであった。英語自体は、「インタレスト・グループ」で同じ用語であるが、日本語では「利益」という用語が、経営学では誤解を招くことが多いため、「利害関係者集団」という訳語で、用いられ、取り分け、「企業の社会的責任論」の中で、幅広く使われたのであった。企業を取り巻くさまざまな利害関係者集団の利害を調整しつつ、専門経営者自身が自らの経営活動を行うとして、「企業の社会的責任」が展開されたのであった。また「専門経営者」は、弁護士・医者・司祭・牧師のような、伝統的な「専門家・専門職・プロフェッション」とおなじように「責任」を負うべきという「倫理」が課されていると考えられたのであった。そのためにも、「企業の社会的責任」は、経営学で積極的に取り上げられたのであった。

「インタレスト・グループ」「利益集団」「利害関係者集団」が、企業を取り巻く「外部環境」として理解されたのであった。「インタレスト・グループ論」では、「インタレスト・グループ」が企業に対して、「影響力を行使」して、自らの主張や利害を、実現させるのである。「影響力」は、「ステークホルダー」という用語で示されるような、裁判・司法を通じての「国家権力」による法的強制力ではない。場合によっては、「圧力団体」と化して、不買運動やキャンペーンなどで、企業にかなり強力な「影響力」を行使することは確かであるが、「国家権力」による「法的強制力」ではない点に、十分に注意しなければならない。

しかし、上述のように、1960年代以降のアメリカで広範な訴訟が展開し、「ステークホルダー」という概念とその用語が一般化したのであった。2010年のISO26000で規定されているように、現代では、企業を取り巻く集団は、「ステークホルダー」としての側面が強い。またNPO、NGOなどのグループを通じての「影響力」は、強いものがある。この限りで、その「影響力行使の過程」が、「インタレスト・グループ・利益集団・利害関係者集団」と同じ「影響力行使」であると言っても、「インタレスト・グループ」という用語よりは、現在一般化されているように「訴訟」という「国家権力」による強制力までふくむ「ステークホルダー」という用語の方が、よりいっそう現実を表すには適切な概念になるだろう。

社会的責任論で用いられている「ステークホルダー」という概念、そして合わせて「インタレスト・グループ」の淵源とその差異まで遡ってみておくことは、社会的責任の現状をいっそう深く理解し、注意深く展開しようとする上で、きわめて意義のあることであろう。

## V むすび

経営学において、ほぼ1世紀にわたり、その議論が開発され展開されてきた「企業の社会的責任論」は、現代では、経済学のごく一部では、未だに「企業」は市場・経済活動にのみ限定されるべきだという議論や研究者も存在していることは確かである。しかし、こうした

人々を除けば、企業の社会的責任は、基本的には、社会的に当然の事態として受け容れられるようになって来ている。こうした概念の社会的理解・受容が一般化され、現代では「社会的責任」は「企業」にのみ限定されることなく、自治体、病院、学校など「企業」以外の「非営利組織・NPO」にも、等しく当てはまる経営原則として適用されるべきだと考えられるようになってきている。正確には「組織の社会的責任・Social Responsibility of Organization あるいは Organizational Social Responsibility」という名称が使われるべきであろうが、一般的には「社会的責任・Social Responsibility/SR」として使われ、定着している。

こうした社会の動向を背景にして、ISO（国際標準化機構）では、持続可能な組織活動の原則として、これまで「地球環境・技術的側面」を中心として開発されたISOのマネジメント規格、ISO14000の基準をも包摂する原則が、ISOの内部で長い間、議論され開発されてきたのであった。ほぼ10年間の議論を経て、2010年9月にISO26000「社会的責任 Social Responsibility/SR」として合意され、発効している。この論文では、現代の「社会的責任論」の現状を代表する議論として、ISO26000の概要を検討した。

ISO26000「社会的責任論/SR」の概要を検討してみると、「地球環境・技術的側面」が含まれていることは確かであるが、人権へのより一層の厳しい配慮が強く求められ、そのため「加担」「デューディリジェンス」という、これまでの「社会的責任論」では直接扱われることのなかった「法的概念」までが取り込まれていることが明らかになった。「社会的責任」を、「倫理規定」ではなく、「組織の経営原則」にするには、企業や諸組織の行動を監視し、これを規律するために「法的側面」まで取り入れ、国家・自治体の法律ではなく、人権団体や多くの非営利組織・NPOにより、企業や諸組織の活動を監視する方向に向かっていることが明らかになったのである。

NPOが諸組織の活動をどのように監視して規律を与えるのかという点に関しては、日本では多くの場合、組織体側の自主的な行動によるのであり、むしろ「組織行動の倫理規範」の在り方として理解されることが多い。しかしISOの「社会的責任」の規定では、「ステークホルダー」という概念が取り入れられ、「ステークホルダー・エンゲージメント」として規定されている。「ステークホルダー」の概念は、現在では経営学では一般化しているので、その新しさを少しも感じるどころが無いように思われていることが多い。

このように思われるのは、日本の経営学においては、「利害関係者」という概念が、1900年代から1960年代までの間に、主にアメリカの政治学で発展してきた「インタレスト・グループ・利害関係者集団」という概念を基礎に理解されてきて、1970年代以降「ステークホルダー」の日本語として「利害関係者」という言葉が使われていたので、英語の変化の意義が強く伝わらなかったからであった。1960年代後半から、1970年代には、アメリカの経営学では、「インタレスト・グループ・利害関係者集団」という用語に代わり、「ステークホルダー」という用語が使われ、一般化したのであった。日本で「経営学」は「法学」とは別

種な学問領域であり、研究領域の独自性の確立、また研究上の「分業」の観点からであろうか、他の研究領域には入り込まないということから、「ステークホルダー」という概念の持つ基礎的な意義を強く意識することなく、用いられてきたのであった。

この論文では、ISO26000の概要を見るだけでなく、「企業の社会的責任」についての歴史的経過と21世紀に入ってからの「パラダイム・シフト」を仔細に検討することにより、1970年代のアメリカの大きな社会的変化が明らかにされた。アメリカでは、この時代に自らの、さまざまな権利の社会的な実現に向けて社会運動が広範に起き、これにあわせて「訴訟」が提起された。「クラス・アクション・集団訴訟」が頻発したのであった。この時代にアメリカの「司法」「裁判所」では、「構造改革型の訴訟」に対して、「司法」による政策機能を積極的に是認する「司法積極主義」とも名づけられる方向が、アメリカの最高裁などでもとられることにより、「企業の社会的責任」の範囲は大きく広げられることになったのである。

「ステークホルダー」という概念は、次のように理解されている。アメリカの「訴訟」においては、「訴訟の当事者適格、あるいは原告適格 standing」の必要条件を充足する「訴訟当事者の利害関係」を「ステーク・stake」と言うのである。この、「訴訟の当事者・原告としての適格性のある」「利害関係者」が、「ステークホルダー Stakeholder」と言う概念であることが明らかにされたのであった。この言葉に相応しい「日本語」が見当たらないので「ステークホルダー」という「カタカナ」で用いられたのであった。

経営学においては、「ステークホルダー」という概念がアメリカで一般化する前の「インタレスト・グループ」に対して「利害関係者・利害集団」という用語と概念に近い形で、一般に「利害関係者」を表す言葉として、「ステークホルダー」が、「カタカナ」で用いられたのであった。そのため、企業が常に「提訴」される対象になっているということが強く意識されることが少なかった。「ステークホルダー」という用語・概念の出現は、企業が「純粋な経済単位」ではなく、むしろ「提訴される組織」として理解されなければならないことを、意味していたのであった。「法学」の「法人」の概念の説明で、「法人」は、自然人と同様、裁判の権利主体になると言われ説明されているように企業、会社は、出資者の集合体ではなく、本来の意味において「法的単位」として強く意識されなければならないのである。企業が社会実体として存在する限り、常に企業は「提訴」される対象なので、それに対する「要件」を整えておくことが求められるのである。

アメリカでは、「環境訴訟」は、企業活動によって消滅させられる「動物」までが、日本では考えられないが、動物保護団体と共に、企業を「提訴」することが可能である。ましてや「人権」に関われば、当然、企業は「敗訴」して、そのための高額の、場合によっては「懲罰的な」「賠償金」だけでなく、そのための「是正措置」があわせて要求される。場合によっては損害賠償を要求する「民事裁判」だけでなく、経営者をはじめ従業員には「刑事訴訟」が提訴され、「刑事罰」も課されることになるというのが、本来の意味における「ステ

ークホルダー」という概念で含意されているのである。

現代の企業は、さまざまな角度から、常に多様な主体から提訴される。この意味において、企業は厳しい社会的監視の下で、行動しなければならないだけでなく、常に提訴に対しての「法的要件」を用意しつつ行動するべきだということが、「ステークホルダー」という概念から導出されるのである。「経済学」の「企業モデル」のように、企業が「純粋な経済主体」という理解だけでなく、「法的主体」としての側面も強く理解し、意識されるべきであるという意義を導くことができたであろう。

ISO26000の説明で「法の支配の尊重」という規定は、企業の経営者が、「民事訴訟」による「損害賠償」だけでなく、「刑事訴訟」における「刑事罰」を受刑する可能性があることを意味しているのである。この意味において「企業」は、「経済システム」であり、また「法的・政治システム」であり、ISO14000の規定のように「エコ・技術システム」でもあり、また社会的にもさまざまな諸集団から常に監視され続けている「社会・文化システム」でもあるという、まさに「重層的・多重システム」として理解されるべきだということが、この論文から、明らかになったであろう。